

令和2年10月15日
日本原燃株式会社
再処理事業部

設工認申請対象設備の選定について

1. はじめに

10月13日の面談において、設工認申請対象設備の作業状況について説明を実施した際の論点事項を踏まえて作業進捗した個別設備の具体的な選定結果について提示する。

<10月13日の論点>

- (1) 「①仕様表に記載するもの」、「②基本設計方針に個別設備を明示して記載するもの」、「③基本設計方針のみで個別設備を明示しない記載とするもの」の選定の考え方について整理する。
- (2) (1)において整理している各項目の記載の考え方について、解説を追加して整理する。

【別紙】

別紙1：前回面談からの資料修正版

別紙2：設工認申請書の記載分類と記載対象の考え方について

別紙3：再処理施設 設工認申請対象設備の選定結果

以 上

申請対象設備の分類	発電炉	再処理施設		備考
		安全上重要な施設	重大事故等対処施設	
A:安全上重要な施設及び重大事故等対処施設 (Bに含まれるものを除く)	<p>PS-1/MS-1</p> <p>◆ 損傷・故障により発生する事象によって炉心損傷、燃料破損を引き起こす恐れのあるもの/異常時に公衆への過渡の放射線の影響を防止するためのもの</p> <p>PS-2/MS-2</p> <p>◆ 損傷・故障により敷地外への過渡の放射性物質の放出の恐れのあるもの/PS-2の機器の損傷・故障により公衆に与える影響を小さくするためのもの</p>	<p><安全上重要な施設></p> <p>PS:異常発生防止系</p> <p>◆ 安全機能を有する施設のうち、その機能喪失により、再処理施設を異常状態に陥れ、もって公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼす恐れのあるもの</p> <p>MS:異常影響緩和系</p> <p>◆ 再処理施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器 (2) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器 (3) 上記(1)及び(2)の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統 (4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等 (5) 上記(4)の換気系統 (6) 上記(4)のセル等を収納する構築物及びその換気系統 (7) ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器の換気系統(該当無し) (8) 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源 (9) 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 (10) 使用済燃料を貯蔵するための施設 (11) 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設 (12) 安全保護回路 (13) 排気筒 (14) 制御室等及びその換気系統 (15) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 	<p><重大事故等対処施設></p> <p>以下は、添付書類六の安全設計の基本方針より抜粋</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止することができる設計とする。 (2) 再処理施設は、重大事故が発生した場合においては、当該重大事故の拡大を防止することができる設計とし、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止することができる設計とする。 <p>※重大事故等対処施設は、原則として左記に示す安重機能の代替機能であることを踏まえ技術基準規則「第三十八条 臨界事故の拡大を防止するための設備」から「第五十一条 通信連絡を行うために必要な設備」までをAの区分に含めて整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨界事故、冷却機能喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、有機溶媒等による火災又は爆発使用済燃料貯蔵槽の冷却等の重大事故の発生を仮定する機器 ・臨界事故の拡大を防止するための設備 ・冷却機能喪失による蒸発乾固に対処するための設備 ・放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備 ・有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備 ・重大事故等への対処に必要な水の供給設備 ・電源設備 ・計装設備 ・制御室 ・監視測定設備 ・緊急時対策所* ・通信連絡を行うために必要な設備* <p>※放射性物質の漏えいに対処するための設備は該当無し</p>	<p>事業変更許可申請書 添付書類六 第一章(抜粋) 第1.7.7-1表 安全上重要な施設 第1.7.7-2表 安全上重要な施設に係る安全機能の分類</p> <p><申請範囲の基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に記載の安全上重要な施設及び重大事故等対処施設から申請対象設備を選定する。 <p><申請対象設備の基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設の安全機能確保及び重大事故等の対処を行うために必要な主流路及び主要な機器は、循環ライン、バイパスライン、ベント・ドレンライン等を除いたものとする。 ・重大事故等対処施設は事業変更許可申請書本文および発電炉の申請対象と同等のものとする。 <p><設工認申請書への基本記載パターン></p> <p>① 仕様表に記載</p> <p>*の重大事故等対処設備のうち、通信機器の端末等といった一部の機器は発電炉を参考として選定する。</p>

申請対象設備の分類	発電炉	再処理施設	備考
		安全機能を有する施設	
B:Aを除く、通常運転に必要な設備等	PS-3/MS-3 ◆ 異常状態の起因事象となるもの/運転時の異常な過渡変化時にMS-1,2とあいまって、事象を緩和するためのもの ① 放射性物質の貯蔵機能を有する設備(放射性廃棄物処理施設(放射能インベントリの小さいもの))	再処理施設ではPS-3/MS-3という明示された区分は無いものの、A以外の安全機能を有する施設のうち、以下に示すもの ① 放射性廃棄物の廃棄施設(気体、液体、固体廃棄物の廃棄施設で以下の②にも含まれる施設) (1) 気体廃棄物の廃棄施設 ▶ セン断処理・溶解廃ガス処理設備 ▶ 塔槽類廃ガス処理設備の前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、分離建屋塔槽類廃ガス処理設備(塔槽類廃ガス処理系、パルセータ廃ガス処理系)、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(塔槽類廃ガス処理系(ウラン系)、塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)、溶媒処理廃ガス処理系)、ウラン脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備(高レベル濃縮廃液系、不溶解残渣廃液系)、低レベル廃液処理建屋塔槽類廃ガス処理設備、低レベル廃棄物処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(低レベル濃縮廃液処理廃ガス処理系、廃溶媒処理廃ガス処理系、雑固体廃棄物焼却処理廃ガス処理系、塔槽類廃ガス処理系)、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋塔槽類廃ガス処理系、ハル・エンドピース貯蔵建屋塔槽類廃ガス処理設備、分析建屋塔槽類廃ガス処理設備 ▶ 高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 ▶ 換気設備の使用済燃料輸送容器管理建屋換気設備、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備、前処理建屋換気設備、分離建屋換気設備、精製建屋換気設備、ウラン・脱硝建屋換気設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備、高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備、第1ガラス固化体貯蔵建屋換気設備、低レベル廃液処理建屋換気設備、低レベル廃棄物処理建屋換気設備、ハル・エンドピース貯蔵建屋換気設備、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋換気設備、分析建屋換気設備の給気系及び排気系、北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒 ▶ 主排気筒 (2) 液体廃棄物の廃棄施設 ▶ 高レベル廃液処理設備の高レベル廃液濃縮設備のうち高レベル廃液濃縮系、アルカリ廃液濃縮系 ▶ 高レベル廃液処理設備の高レベル廃液貯蔵設備のうち高レベル濃縮廃液貯蔵系、不溶解残渣廃液貯蔵系、アルカリ濃縮廃液貯蔵系、共用貯蔵系 ▶ 低レベル廃液処理設備のうち第1低レベル廃液処理系、第2低レベル廃液処理系、洗濯廃液処理系、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設廃液処理系、油除去系、海洋放出管理系(海洋放出管含む) (3) 固体廃棄物の廃棄施設 ▶ 高レベル廃液ガラス固化設備 ▶ ガラス固化体貯蔵設備 ▶ 低レベル固体廃棄物処理設備のうち低レベル濃縮廃液処理系、廃溶媒処理系、雑固体廃棄物処理系、チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理系 ▶ 低レベル固体廃棄物貯蔵設備のうち廃樹脂貯蔵系、ハル・エンドピース貯蔵系、チャンネルボックス・バーナブルポイズン貯蔵系、第1低レベル廃棄物貯蔵系、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル廃棄物貯蔵系、第2低レベル廃棄物貯蔵系(第1貯蔵系、第2貯蔵系)、第4低レベル廃棄物貯蔵系	<申請範囲の基本的な考え方> ・左記に記載の安全機能を有する施設から申請対象設備を選定する。 ※ただし、Aに該当するものを除く

申請対象設備の分類	発電炉	再処理施設	備考
		安全機能を有する施設	
B:Aを除く、通常運転に必要な設備等	② 電源供給機能を有する設備(タービン、発電機、開閉所、送電線塔)	<p>② 使用済燃料の再処理機能を有する設備</p> <p>事業変更許可申請書本文四号「再処理施設の位置、構造及び設備並びに」の「B. 再処理の方法(再処理工程図)」に記載される施設=再処理規則に記載される施設であって以下の設備及び建物・構築物</p> <p>(1) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 使用済燃料の受入れ施設の使用済燃料受入れ設備のうち使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し準備設備、使用済燃料輸送容器返却準備設備、使用済燃料輸送容器保守設備 ➤ 使用済燃料の貯蔵施設の使用済燃料貯蔵設備のうち燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送出し設備、プール水浄化・冷却設備(プール水冷却系、プール水浄化系)、補給水設備 <p>(2) 再処理設備本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ せん断処理施設のうち燃料供給設備、せん断処理設備 ➤ 溶解施設のうち溶解設備、清澄・計量設備 ➤ 分離施設のうち分離設備、分配設備、分離建屋一時貯留処理設備※ ➤ 精製施設のうちウラン精製設備、プルトニウム精製設備、精製建屋一時貯留処置設備※ ➤ 脱硝施設のうちウラン脱硝設備(受入れ系、蒸発濃縮系、ウラン脱硝系)、ウラン・プルトニウム混合脱硝設備(溶液系、ウラン・プルトニウム混合脱硝系、焙焼・還元系、粉体系、還元ガス供給系) ➤ 酸及び溶媒の回収施設のうち酸回収設備(第1酸回収系、第2酸回収系)、溶媒回収設備のうち溶媒再生系(分離・分配系、プルトニウム精製系、ウラン精製系)及び溶媒処理系 <p>※の設備は再処理運転の工程停止の際に発生する機器内溶液の分離・処理を行う設備であり、再処理工程図にはないが通常運転に必須の設備として含むものとする。</p> <p>(3) 製品貯蔵施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ウラン酸化物貯蔵設備 ➤ ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 <p>(4) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 気体廃棄物の廃棄施設 ➤ 液体廃棄物の廃棄施設 ➤ 固体廃棄物の廃棄施設 <p>放射性廃棄物の廃棄施設の詳細については、前頁に記載</p>	<p><申請範囲の基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に記載の安全機能を有する施設から申請対象設備を選定する。 ※ただし、Aに該当するものを除く

申請対象設備の分類	発電炉	再処理施設	備考
		安全機能を有する施設	
B:Aを除く、通常運転に必要な設備等	③ 外部事象等による安全施設への影響を緩和、支援するためのもの 火災防護設備 浸水防護設備	<p>③ 再処理施設における安全機能を有する施設の異常状態の起因事象となるもの/運転時の異常な過渡変化時に MS-1,2 とあいまって、事象を緩和、支援する設備 事業変更許可申請書本文四「再処理施設の位置、構造及び設備並びに」の「A. 再処理施設の位置、構造及び設備」に記載される施設＝再処理規則に記載される施設であって②、④を除く以下の設備</p> <p>(1) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 計測制御設備 ※上記以外の安全保護回路、制御室、制御室換気設備は A に含まれる。 <p>(2) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 出入管理関係設備のうち出入管理設備、汚染管理設備 ➤ 試料分析関係設備のうち放出管理分析設備、放射能測定設備、環境試料測定設備 ➤ 放射線監視設備のうち屋内モニタリング設備、屋外モニタリング設備、放射線サーベイ機器 ➤ 環境管理設備 ➤ 個人管理用設備 <p>(3) その他再処理設備の附属施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 電気設備のうち受電開閉設備、変圧器、所内高圧系統、所内低圧系統、ディーゼル発電機、直流電源設備、計測制御用交流電源設備、照明及び作業用電源設備、ケーブル及び電線路 ➤ 圧縮空気設備のうち一般圧縮空気系及び安全圧縮空気系 (A に含まれる部分を除く：かくはん用) ➤ 給水処理設備 ➤ 冷却水設備のうち一般冷却水系及び安全冷却水系 (A に含まれる部分を除く：安全機能を有する施設への供給用) ➤ 蒸気供給設備のうち一般蒸気系及び安全蒸気系 (A に含まれる部分を除く：安全機能を有する施設への供給用) ➤ 分析設備 ➤ 化学薬品貯蔵供給設備のうち化学薬品貯蔵供給系、窒素ガス製造供給系、酸素ガス製造供給系 ➤ 火災防護設備 (安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設用) ➤ 竜巻防護設備 ➤ 溢水防護設備 ➤ 化学薬品防護設備 <p>(4) 建物・構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ②、③を収納する建屋のうち放射性物質等を内包する建屋 ➤ ②、③を収納する洞道及び渡り廊下/連絡通路のうち放射性物質等を内包する建屋 <p>※A の機器を収納する建物及び洞道は放射性物質等を含まないものも申請範囲対象として含まれる。</p>	<p><申請範囲の基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記に記載の安全機能を有する施設から申請対象設備を選定する。 ※ただし、A に該当するものを除く

申請対象設備の分類	発電炉	再処理施設	備考
<p>その他 【申請範囲外】</p>	<p>ユーティリティ設備のうち 補助蒸気設備、所内用空気 設備等</p>	<p>【申請対象外】 A 及び B に含まれない設備及び建物・構築物</p> <p>(1) その他設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 飲料水設備 ➤ <u>運搬・揚重設備（エレベータ、搬送台車等）であって A,B に含まれないもの*</u> ※「搬送設備」「使用済燃料の貯蔵施設等」「安全機能を有する施設（内部飛散物防止）」に係るものは除く。 ➤ <u>保守用設備（クレーン、運搬台車等）</u> ※保守用設備のうち、事業変更許可申請書、既認可において「安全機能を有する施設（保守）」に係る基本設計方針と として記載が必要なものは除く。 <p>(2) 建物・構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射線測定機器校正建屋、事務建屋、体育館、技術開発研究所、訓練及び見学施設等 	<p><u>変更許可申請書において記載のない設備</u></p>

設工認申請書の記載分類と記載対象の考え方について

申請書の記載分類	記載対象の考え方	左記の根拠	左記の具体的設備の例
① 仕様表に記載するもの	<ul style="list-style-type: none"> 事業変更許可申請書に記載している、安全機能確保及び重大事故等の対処を行うための主たる機能を有する主要機器、または主たる機能を果たすための本流が流れる流路（主流路）上の機器、配管等を対象 安全機能を確保するために必要となる一般ユーティリティ設備についても対象とする。 テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン、循環ライン（容器攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ベントライン、計装ラインは主たる機能に該当しないため対象外（本流上に接続する分岐部等を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記のとおり。主流路とは、事業変更許可申請書本文四号「再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法」の「B. 再処理の方法（再処理工程図）」において記載している範囲を主体とし選定する。 安全機能とは、安全上重要な施設を主とするが、安全機能を有する施設であっても、技術基準における適合性確保の観点から主要なものも含まれる。なお、重大事故等対処設備に関しては、発電炉工認の要目表対象の考え方を踏まえて対象を選定する。 原則、発電炉の考え方（ガイド）に準拠する。計装ラインには放射線監視設備のモニタリング設備の計測ラインも含まれる。 	<p>事業変更許可申請書 添付書類六 第一章 第1.7.7-1表 安全上重要な施設 第1.7.7-2表 安全上重要な施設に係る安全機能の分類 第1.7.18-1表 主要な重大事故等対処設備の設備分類</p> <p>申請対象外の例を別紙2-1に示す</p>
② 基本設計方針に個別設備を明示して記載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ①を除く申請設備以外で、事業変更許可申請書及び技術基準規則で具体的な機能・性能を記載している設備 	<ul style="list-style-type: none"> 左記のとおり 	<p><②として抽出する設備の一例></p> <ul style="list-style-type: none"> 化学的制限値の例（第11条） 溶媒再生系 第1、3洗浄器 熱的制限値の例（第11条） ウラン精製設備 ウラン濃縮缶 廃棄能力の例（第24条） 北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒 換気能力（第28条） 非安重建屋の建屋排風機 <p><①の繰り上げを検討するものの一例></p> <ul style="list-style-type: none"> 他施設への影響の観点から重要となる設備（北換気筒）
③ 基本設計方針のみで個別設備を明示しない記載とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ①及び②を除く 		

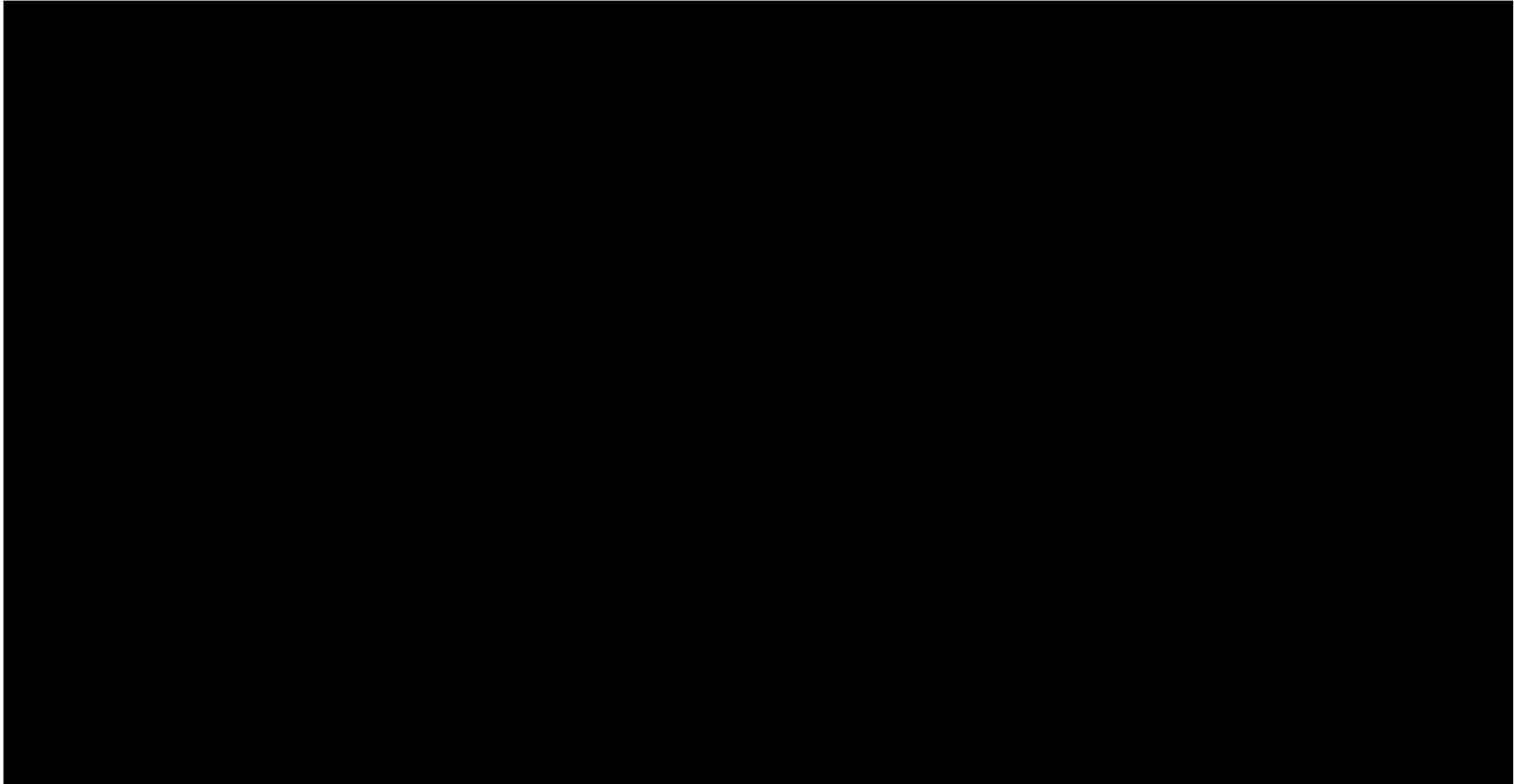
設工認作成要領（反映例）（施設別記載事項）

区分	設工認作成要領	再処理施設		備考
		仕様表 (仕様、構造等での適合が必要なもの)	基本設計方針 (個数、容量等のみで仕様、構造詳細での適合のみのもの)	
A:安全上重要な施設及び重大事故等対処施設	<p>A. 主配管</p> <p>通常運転状態、安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等時においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。使用済樹脂移送配管のように、流体が常時流れないものも含むこととする。</p> <p>ただし、計測制御系統施設の換気設備においては、事故時において公衆並びに中央制御室、緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので他の設備に属さないものとする。本流が流れる箇所の管継手も主配管とし、仕様表に記載する必要があるが、JIS規格若しくは設計・建設規格に適合し、管と同等以上の肉厚を有するもの又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できるものにあつては、仕様表への記載を必要としないこととする。</p> <p>なお、テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン（沸騰水型発電用原子炉施設に係るタービンバイパスラインは除く。）、循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ペントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価が必要なものは仕様表又は系統図において必要な仕様（外径、厚さ及び材料等）を記載することとする。</p>	<p>(1) プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器</p> <p>(2) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統</p> <p>(4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等</p> <p>(5) 上記(4)の換気系統</p> <p>(8) 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源</p> <p>(14) 制御室等及びその換気系統</p> <p>(15) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等</p> <p>上記の安全上重要な施設の安全機能を有する施設及びこれを代替する重大事故等対処施設</p>	<p>無し</p> <p>※個別施設事項</p>	<p>管継手及び管台であつて、特殊な管継手（異材継手）は仕様表へ記載することとする。</p>
A:安全上重要な施設及び重大事故等対処施設	<p>B. 主要弁</p> <p>弁のうち、安全上重要な施設の計測制御系統施設（計測制御設備及び安全保護回路）及び重大事故等対処施設からの作動信号により直接作動する自動操作弁</p>	<p>(8) 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源</p> <p>(9) 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器</p> <p>(12) 安全保護回路</p> <p>(15) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等</p> <p>上記の安全上重要な施設の安全機能を有する施設及びこれを代替する重大事故等対処施設</p>	<p>無し</p>	
A:安全上重要な施設及び重大事故等対処施設	<p>C. 安全弁及び逃がし弁</p> <p>安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁（これと同等の機能を有する機器等を含む）をいう。</p>	<p>(1) プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器</p> <p>(2) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器</p> <p>※蒸発乾固時に機能する水封安全器を対象とする。</p>	<p>無し</p>	<p>再処理施設は通常運転時において発電炉圧力容器等（閉じ込め機能（一次）のように 高圧で使用する設備がないが、沸騰時にいて圧力を逃がすための機器として水封安全器によりセルへ放出することを踏まえ、水封安全器を対象とする。</p>
A:安全上重要な施設及び重大事故等対処施設	<p>D. フィルター</p> <p>「従事者及び公衆の放射線障害の防止を目的として設置する安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のものに限る。」</p> <p>「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。</p> <p>ただし、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として給気側に設置するものは「放射線障害の防止を目的として設置するもの」には含めない。</p>	<p>(3) (1)及び(2)の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統</p> <p>(5) (4)の換気系統</p> <p>(6) (4)のセル等を収納する構築物及びその換気系統</p> <p>上記の安全上重要な施設の安全機能を有する施設及びこれを代替する重大事故等対処施設</p>	<p>無し</p>	

設工認作成要領（反映例）（施設別記載事項）

区分	設工認作成要領	再処理施設		備考
		仕様表 (仕様、構造等での適合が必要なもの)	基本設計方針 (個数、容量等のみで仕様、構造詳細での適合のみのもの)	
A:安全上重要な施設及び重大事故等対処施設	E. 排風機 「従事者及び公衆の放射線障害の防止を目的として設置する安全上重要な施設及び重大事故等対処施設のものに限る。」 「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。	(3) (1)及び(2)の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統 (5) (4)の換気系統 (6) (4)のセル等を収納する構築物及びその換気系統 上記の安全上重要な施設の安全機能を有する施設及びこれを代替する重大事故等対処施設	無し	
A:安全上重要な施設及び重大事故等対処施設	F. 閉じ込めバウンダリ 閉じ込めバウンダリに関する容器及び管等については、事業変更許可申請書において広義に一般的に限定された区域に放射性物質を閉じ込める基本設計方針としていることを前提とし、特に技術基準規則第10条第1項第1～6号において従事者及び公衆の放射線障害の防止の影響が大きい安全上重要な施設及びこれを代替する重大事故等対処施設を対象とする。 (1) プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器 (2) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器 (3) 上記(1)及び(2)の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統 (5) 上記(4)の換気系統	左記のとおり	無し	
A:安全上重要な施設及び重大事故等対処施設	F. 非常用のものその他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、計測制御系統施設、放射線管理施設、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他再処理設備の附属施設で記載されており、設計基準事故時に機能が要求される機器等をいう。また、重大事故等対処設備を構成する機器等も含むものとする。	左記のとおり	無し	
B: Aを除く、通常運転に必要な設備等	(個別施設事項) G. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備、燃料取出し準備設備、燃料取出し設備、使用済燃料輸送容器返却準備設備、使用済燃料輸送容器保守設備、燃料移送設備、燃料貯蔵設備、燃料送だし設備、プール水浄化・冷却設備のプール水冷却系及びプール水浄化系とする。	使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備 燃料取出し設備 燃料移送設備 燃料貯蔵設備 燃料送だし設備 プール水冷却系 補給水設備	使用済燃料輸送容器返却準備設備 燃料取出し準備設備 使用済燃料輸送容器保守設備 プール水浄化系	
B: Aを除く、通常運転に必要な設備等	使用済燃料受入れ設備及び使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料貯蔵槽の冷却と放射線の遮蔽の機能の確保及び貯蔵槽内の温度、水位及び漏えいを監視する装置をとしては、これらの状況を監視するためのものであり、制御室等へのパラメータの伝達又は警報発信等の機能を有する装置をいう。 また、このほか貯蔵槽内から水があふれ又は漏えいすることがないように設置する堰等をいう。	燃料取出しビット 燃料仮置きビット 燃焼度計測前燃料仮置きラック 燃焼度計測後燃料仮置きラック 燃料貯蔵プール チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ビット 低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック 燃料送だしビット		
B: Aを除く、通常運転に必要な設備等	プール水浄化・冷却設備としては、通常時の貯蔵槽内の保有水を冷却又は浄化するための設備に加えて、重大事故の発生防止等のために設置する代替注水設備及び放射性物質の拡散抑制のためのスプレイ設備、漏えい抑制設備及び臨界防止設備等を常設又は可搬型を問わず含むものとする。	プール水浄化・冷却設備 補給水設備 代替注水設備 スプレイ設備 漏えい抑制設備 臨界防止設備		

申請対象外の例 1 : 主流路中にある機器

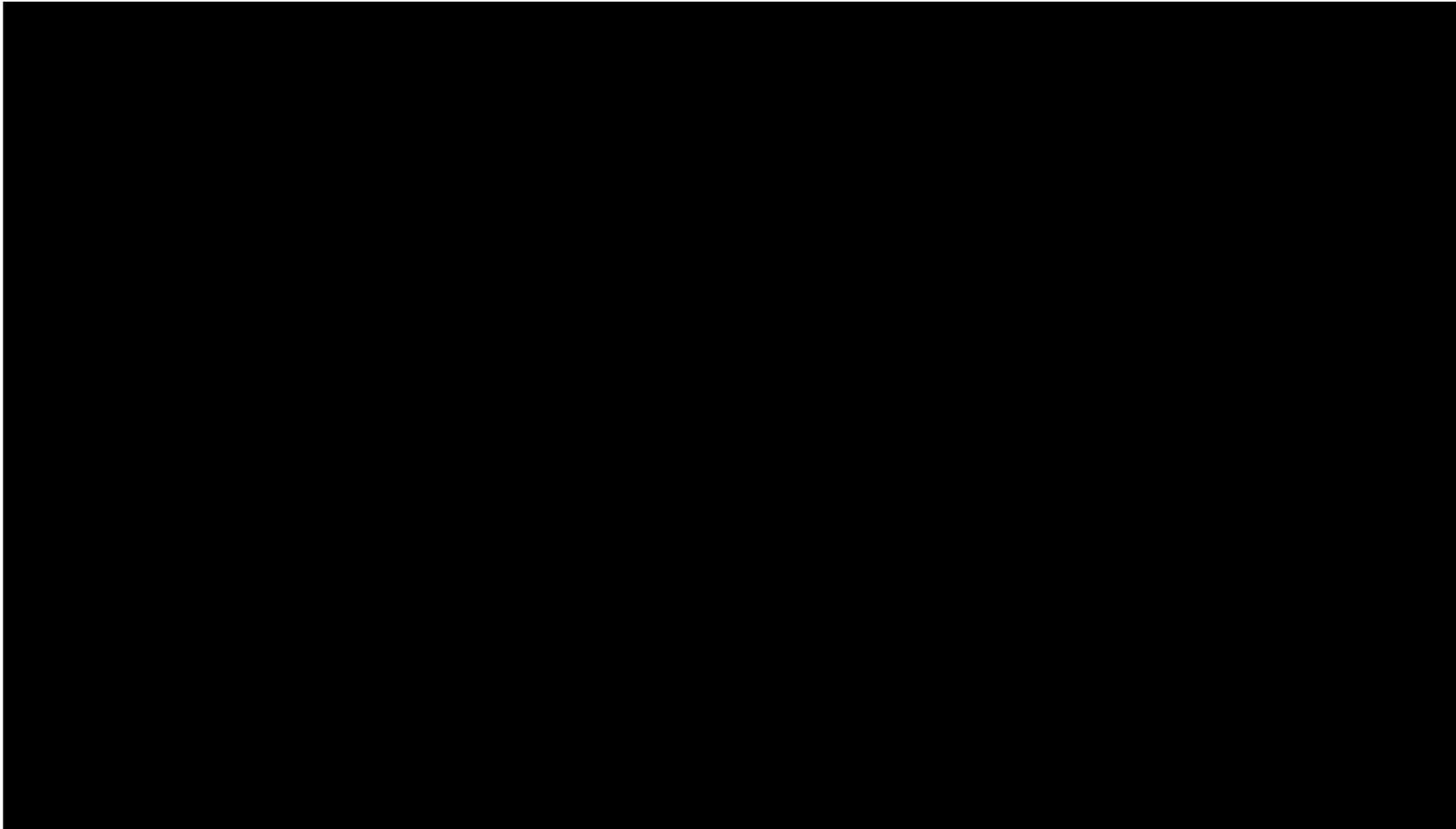


■ : 商業機密の観点から公開できません。

申請対象外の例 2 : 主流路として取り扱わないライン

別紙2-1

(ミニマムフローライン, 循環ライン (その1), 計装ライン)

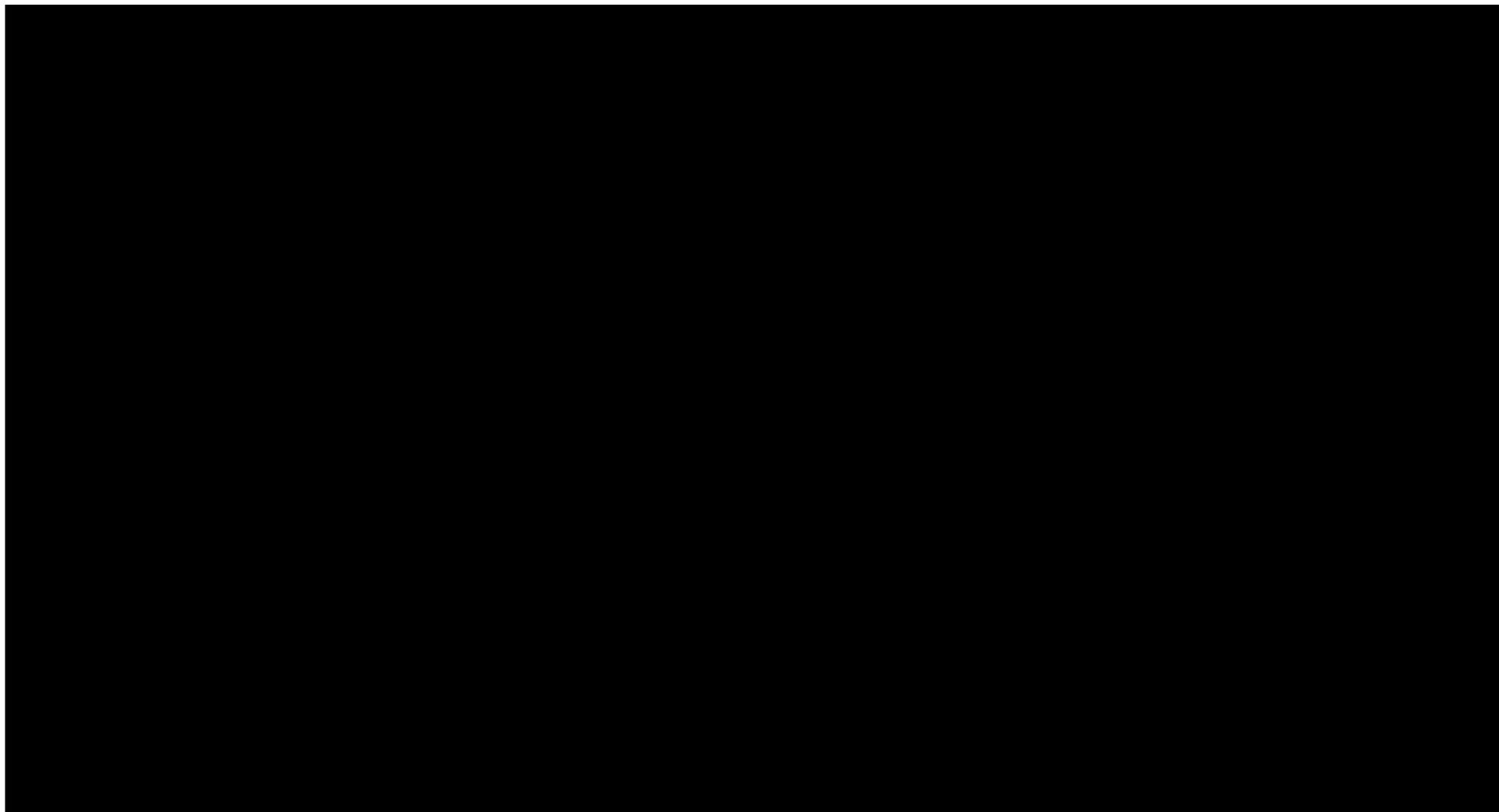


■ : 商業機密の観点から公開できません。

申請対象外の例 3：主流路として取り扱わないライン

別紙2-1

(バイパスライン, ベントライン, ドレンライン, 循環ライン)



3

■：商業機密の観点から公開できません。

再処理施設 設工認申請対象設備の選定結果

(10 / 15 日提示分)

再処理施設の構成					設工認申請対象設備の抽出作業状況				NRA面談 予定日
再処理規則 施設区分	事業変更許可 施設	設備	設備又は系	系	系統図、構造図等		確認すべき 論点有無	申請対象設備リストの作成 凡例: ● 完了 △ 作業中 ※作業中の場合は完了予定日 を記載	
					凡例: ● 完了 △ 作業中 ※作業中の場合は完了予定日 を記載	凡例: ● 完了 △ 作業中 ※作業中の場合は完了予定日 を記載			
					A:安重、SA	B:安有			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料移送設備	—	●	●	無	●	10月15日
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	●	●	無	●	10月15日
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	—	●	●	無	●	10月15日
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	●	●	無	●	10月15日
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水浄化系	●	●	無	●	10月15日
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	—	●	●	無	●	10月15日
再処理設備本体 (せん断処理施設)	せん断処理施設	燃料供給設備	—	—	●	●	無	●	10月15日
再処理設備本体 (せん断処理施設)	せん断処理施設	せん断処理設備	—	—	●	●	無	●	10月15日
再処理設備本体 (溶解施設)	溶解施設	溶解設備	—	—	●	●	無	●	10月15日
再処理設備本体 (溶解施設)	溶解施設	清澄・計量設備	—	—	●	●	無	●	10月15日

設工認申請対象設備整理表（記載凡例）

		各欄への記入の考え方	
1	施設	事業変更許可申請書（添付書類六）の「再処理施設の構成」に記載された施設の区分（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他再処理設備の附属施設）を記載。	
2	系統／設備	事業変更許可申請書（添付書類六）の「再処理施設の構成」に記載された設備、設備又は系、系のうち、最小単位の区分を記載。	
3	通常 運転機能	系統／設備が有する通常運転時の機能を記載する。機能の抽出は、設計図書の工程説明書等を参考に、その系統／設備の有する機能を抽出する。 排気機能：排風機のように建屋外に排気する機器 浄化機能：ろ過装置（フィルター、デミスタ、デニウム吸着塔）のように放射性物質の除去を行う機器。 （注）主流路だけではなく、その工程が有する機能を全般にわたって、網羅的に設定する。	
4	機器	「3通常運転機能」に記載した機能を達成するために必要な構成機器を記載する。 ①ADRB設備リストに含まれる機器名称を記載する。 ②上記以外の機器については、設計図書（EFD）を確認して、機種でまとめられるものは纏めて記載する。* *「7安全機能（材料及び構造、地震等の強度、安重等の信頼性を除く）」の機能展開を踏まえて、類似する機種ごとに必要に応じて再分類する。	
5	主流路上に 存在する機器	「4機器」に記載した機器が、主流路上にあれば、「○」、それ以外は「×」を記載する。確認に際しては、主流路を色塗りにした系統図等を利用する。	
6	既設／新設	「既設」：既認可の設備であり、追加・変更評価を実施しない設備 「新設」：新たに設置する設備または既設設備で新規で申請する設備 「増設」：既認可の設備であり、構造及び機能が既存と同一の設備の台数を増やす設備 「改造」：既認可の設備であり、更新又は改造する設備 「確認」：既認可の設備であり、工事を実施しないが、追加・変更評価を実施する設備 「撤去」：既認可の設備であり、撤去する設備	
7	安全機能 （材料及 び構造、 地震等の 強度、安 重等の信 頼性を除 く）	臨界	技術基準第4条の臨界の要求事項に該当する場合は「○」、対象外は「×」を記載する。 *機器の機能に関する補足記載を必要に応じて行う。例：○（安重：バウンダリ）
		遮蔽	技術基準第27条の遮蔽の要求事項に該当する場合は「○」、対象外は「×」を記載する。 *機器の機能に関する補足記載を必要に応じて行う。例：○（安重：バウンダリ）
		閉じ 込め	技術基準第10条の閉じ込めの要求事項に該当する場合は「○」、対象外は「×」を記載する。 *機器の機能に関する補足記載を必要に応じて行う。例：○（安重：バウンダリ）
		冷却	技術基準第15条安全上重要な施設、第19条の使用済燃料の貯蔵施設等又は第25条の保管廃棄施設の崩壊熱除去の要求事項に該当する場合は「○」、対象外は「×」を記載する。 *機器の機能に関する補足記載を必要に応じて行う。例：○（安重：バウンダリ）
		落下 防止	技術基準第16条の安全機能を有する施設の内部発生飛散物（落下防止対策）及び第18条の搬送設備（落下防止）の要求事項に該当する場合は「○」、対象外は「×」を記載する。 *機器の機能に関する補足記載を必要に応じて行う。例：○（安重：バウンダリ）
		火災 爆発	技術基準第11条及び第35条の火災等による損傷の防止の要求事項に該当する場合は「○」、対象外は「×」を記載する。 *機器の機能に関する補足記載を必要に応じて行う。例：○（安重：バウンダリ）
		換気	技術基準第28条の換気設備の要求事項に該当する場合は「○」、対象外は「×」を記載する。 *機器の機能に関する補足記載を必要に応じて行う。例：○（安重：バウンダリ）
		廃棄	技術基準第24条の廃棄施設の要求事項に該当する場合は「○」、対象外は「×」を記載する。 *機器の機能に関する補足記載を必要に応じて行う。例：○（安重：バウンダリ）
重大事故	技術基準第38条から第51条の要求事項に該当する場合は「○」、対象外は「×」を記載する。 *機器の機能に関する補足記載を必要に応じて行う。例：○（安重：バウンダリ）		
8	安重／非安重	安全上重要な施設は「安重」と記載し、それ以外は「非安重」と記載する。	
9	ADRB 記載機器	事業変更許可申請書に記載されている機器ならば「○」それ以外は「×」とする。 ※ADRB設備リストを参照する。	
10	既認可 仕様表	既認可の仕様表に記載されている機器ならば「○」それ以外は「×」とする。	
11	発電炉 申請対象 記載機器	発電炉別表2又は工認（要目表）を参照して、類似する設備又は機器がある場合は、発電炉の機器名称を記載する。	
12	新設工認申請書 記載区分	「設工認申請書の記載分類と記載対象の考え方について」をもとに分類を行う。 ①：設工認申請対象として仕様表に記載するもの ②：基本設計方針にて個別名称を記載して申請するもの ③：①、②以外	
13	記載区分の選定理由 （根拠） ※考え方の基本と一致 していない場合のみ等	「12 新設工認申請書 記載区分」で分類する際に、「設工認申請書の記載分類と記載対象の考え方について」の基本的な考え方と一致しなかった場合は、その分類番号とした考え方を記載する。	

設工認申請対象設備整理表

① 使用済燃料の受入れ及び貯蔵機能（使用済燃料の貯蔵施設）

1	2	3	4	5	6	7							8	9	10	11	12	13		
						安全機能（材料及び構造、地震等の強度、安重等の信頼性を除く）														
						臨界	遮蔽	閉じ込め	冷却	落下防止	火災爆発	換気							廃棄	重大事故
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料移送設備	通常運転機能	燃料移送水路	○	既設	×	×	○	○	×	×	×	×	×	安重	○	○	○	①	-
		移送機能	燃料移送水中台車	○	既設	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	非安重	○	○	○	②
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	通常運転機能	監視機能	監視用ITV	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	③	-
		保守機能	水中台車除染装置	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	③
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	通常運転機能	監視機能	メンテナンススクリーン	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	③	-
		保守機能	保守用治具（アダプタ、吊り具等）	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	③
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	通常運転機能	監視機能	燃料貯蔵プール（BWR燃料用）	○	既設	×	×	○	○	×	×	×	×	×	安重	○	○	○	①	-
		監視機能	燃料貯蔵プール（PWR燃料用）	○	既設	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	安重	○	○	○	①
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	通常運転機能	監視機能	燃料貯蔵プール（BWR燃料及びPWR燃料用）	○	既設	×	×	○	○	×	×	×	×	×	安重	○	○	○	①	-
		監視機能	チャンネルボックス・バーナブルボイズン取扱ビット（チャンネルボックス用）	○	既設	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	安重	○	○	○	①
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	通常運転機能	監視機能	チャンネルボックス・バーナブルボイズン取扱ビット（バーナブルボイズン用）	○	既設	×	×	○	○	×	×	×	×	×	安重	○	○	○	①	-
		監視機能	チャンネルボックス・バーナブルボイズン取扱ビット（チャンネルボックス及びバーナブルボイズン用）	○	既設	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	安重	○	○	○	①
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	移送機能	燃料取扱装置（BWR燃料用）	○	既設	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	非安重	○	○	○	②	-
		燃料取扱装置（PWR燃料用）	○	既設	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	非安重	○	○	○	②	-
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	移送機能	燃料取扱装置（BWR燃料及びPWR燃料用）	○	既設	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	非安重	○	○	○	②	-
		貯蔵機能	低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック	○	既設	○	×	×	×	×	×	×	×	○	安重	○	○	○	①	-
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	貯蔵機能	低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック	○	既設	○	×	×	×	×	×	×	×	○	安重	○	○	○	①	-	
		高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック	○	既設	○	×	×	×	×	×	×	×	○	安重	○	○	○	①	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	貯蔵機能	高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック	○	既設	○	×	×	×	×	×	×	○	安重	○	○	○	①	-		
		BWR燃料収納缶	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	○	×	②	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	貯蔵機能	PWR燃料収納缶	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	○	×	②	-	
		保守機能	プールゲート	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	③	既工認で強度計算を実施、SA有効性でも設備を示しており、②とすべきか否か
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	保守機能	メンテナンススクリーン	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	③	-	
		保守用治具（アダプタ、吊り具等）	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	③	-
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	状態監視機能	監視用ITV	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	③	-	
		水中照明	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	③	-
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	通常運転機能	燃料送出し設備	燃料送出しビット	○	既設	×	×	○	○	×	×	×	×	安重	○	○	○	①	-	
		貯蔵機能	BWR燃料用バスケット	○	既設	○	×	×	×	×	×	×	○	安重	○	○	○	①	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	貯蔵機能	PWR燃料用バスケット	○	既設	○	×	×	×	×	×	×	○	安重	○	○	○	①	-		
		バスケット置き架台（空用）	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	安重	○	○	×	①	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	貯蔵機能	バスケット置き架台（実入り用）	○	既設	○	×	×	×	×	×	×	○	安重	○	○	×	①	-		
		移送機能	バスケット取扱装置	○	既設	×	×	×	○	×	×	×	×	非安重	○	○	×	②	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	移送機能	バスケット搬送機	○	既設	×	×	×	×	○	×	×	×	×	非安重	○	○	×	②	-	
		バスケット蓋	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	③	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	保守機能	ビットゲート	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	③	既工認で強度計算を実施、SA有効性でも設備を示しており、②とすべきか否か	
		冷却機能	プール水冷却系熱交換器	○	既設	×	×	×	○	×	×	×	×	×	安重	○	○	○	①	-
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	移送機能	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	○	既設	×	×	×	○	×	×	×	×	安重	○	○	○	①	-	
		経路維持機能	主配管	○	既設	×	×	×	○	×	×	×	×	×	安重	×	○	○	①	-
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	経路維持機能	主要弁（系統切替）	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	安重	×	×	×	-	主要弁対象無し	
		主要弁（系統分離）	○	既設	×	×	×	○	×	×	×	×	×	安重	×	×	×	①	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	漏えい抑制機能	サイフォンブレーカ	○	新設	×	×	×	×	×	×	×	○	安重	○	○	×	②	-		
		浄化機能（DF）	プール水浄化系ろ過装置	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	○	○	○	②	-
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	浄化機能（DF）	プール水浄化系脱塩装置	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	○	○	○	②	-	
		経路維持機能	主配管	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	○	○	②	-
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	経路維持機能	主要弁（系統切替）	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	-	主要弁対象無し	
		主要弁（系統分離）	○	既設	×	×	×	○	×	×	×	×	×	安重	×	×	×	①	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	移送機能	プール水浄化系ポンプ（燃料取出しビット水ポンプ）	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	○	○	○	②	-	
		プール水浄化系ポンプ	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	○	○	○	②	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	浴液保持機能	破損燃料収納缶内部水受槽	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	-	主流路対象外	
		漏えい防止機能	漏えい液受皿	×	既設	×	×	○	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	×	③	-
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	浴液保持機能	補給水設備	補給水槽	○	既設	×	×	○	○	×	×	×	×	安重	○	○	○	①	-	
		移送機能	補給水設備ポンプ	○	既設	×	×	○	○	×	×	×	×	安重	○	○	○	①	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	経路維持機能	主配管	○	既設	×	×	○	○	×	×	×	×	×	安重	×	○	○	①	-	
		主要弁（系統分離）	○	既設	×	×	○	○	×	×	×	×	×	安重	×	×	×	①	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	移送機能	可搬型中型移送ポンプ	○	新設	×	×	×	×	×	×	×	○	-	○	○	○	①	-		
		経路維持機能	可搬型建屋外ホース	○	新設	×	×	×	×	×	×	×	○	-	○	○	○	①	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	経路維持機能	可搬型建屋内ホース	○	新設	×	×	×	×	×	×	×	○	-	○	○	○	①	-		
		冷却機能	可搬型スプレッドヘッド	○	新設	×	×	×	×	×	×	×	○	-	○	○	×	①	-	
使用済燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 燃料貯蔵設備	経路維持機能	可搬型建屋内ホース	○	新設	×	×	×	×	×	×	×	○	-	○	○	○	①	-		

設工認申請対象設備整理表

① 再処理設備本体等の機能（せん断処理施設の燃料供給設備）

1 施設	2 系統／設備	3 通常 運転機能	4 機器	5 主流路上に 存在する機器	6 既設 ／ 新設	7 安全機能（材料及び構造、地震等の強度、安重等の信頼性を除く）							8 安重 ／ 非安重	9 ADRB 記載機器	10 既認可 仕様表 記載機器	11 発電炉 申請対象 記載機器	12 新設工認 申請書申請区分	13 記載区分の選定理由（根拠） ※考え方の基本と一致してい ない場合のみ等		
						臨界 遮蔽	閉じ 込め	冷却	落下 防止	火災 爆発	換気	廃棄							重大事故	
せん断処理施設	燃料供給設備	使用済燃料の 搬送機能	横転クレーン	○	既設	○	×	×	×	○	×	×	×	×	非安重	○	○	専用換気 無し	①	-
		建屋境界	燃料供給口シャッター	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×		②	-
		燃料番号読取 機能	燃料番号読取用カメラ	×	既設	○	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	○	×		②	-

設工認申請対象設備整理表

② 再処理設備本体等の機能（せん断処理施設のせん断処理設備）

1 施設	2 系統/設備	3 通常 運転機能	4 機器	5 主流路上に 存在する機器	6 既設 / 新設	7 安全機能（材料及び構造、地震等の強度、安重等の信頼性を除く）							8 安重 / 非安重	9 ADRB 記載機器	10 既認可 仕様表 記載機器	11 発電所 申請対象 記載機器	12 新設工認 申請書申請区分	13 記載区分の選定理由（根拠） ※考え方の基本と一致していない 場合のみ等			
						臨界 遮断	閉じ 込め	冷却	落下 防止	火災 爆発	換気	商業							重大事故		
せん断処理施設	せん断処理設備	せん断機能	せん断機	○	既設	○	×	×	×	×	○	×	×	×	非安重	○	○	専用換 気無し	①	-	
			漏えい液受皿	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×		○	③	-
		液調整機能 除染機能	主配管 (試薬、除染液、純水等)	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×		×	③	-
		経路維持機能	手動弁	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×		×	③	-
		ストレーナ	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×		③	-	

設工認申請対象設備整理表

① 再処理設備本体等の機能（溶解施設の溶解設備）

1 施設	2 系統/設備	3 通常 運転機能	4 機器	5 主流路上に 存在する機器	6 既設/ 新設	7 安全機能（材料及び構造、地震等の強度、安重等の信頼性を除く）							8 安重/ 非安重	9 ADRB 記載機器	10 既認可 仕様表 記載機器	11 発電炉 申請対象 記載機器	12 新設工認 申請書申請区分	13 記載区分の選定理由（根拠） 採考え方の基本と一致してい ない場合のみ等		
						閉じ 込め	冷却	落下 防止	火災 爆発	換気	廃棄	重大事故								
溶解施設	溶解設備	使用済燃料の溶解機能	溶解槽	○	既設	○	×	○ (安重:バウンダリ)	×	×	×	×	×	○	安重	○	○	①	-	
		溶液中のよう素追出し機能	よう素追出し槽	○	既設	○	×	○ (安重:バウンダリ)	×	×	×	×	×	×	×	安重	○	○	①	-
		燃料被覆管等の洗浄機能	エンドピース酸洗浄槽	○	既設	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	非安重	○	○	①	-
			エンドピース水洗浄槽	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	○	○	②	-
			ハル洗浄槽	○	既設	×	×	×	×	○	×	×	×	○	非安重	○	○	①	-	
		可溶性中性子吸収材供給機能	可溶性中性子吸収材緊急供給槽	×	既設	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	安重	○	○	①	-
			可溶性中性子吸収材緊急供給弁	×	既設	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	安重	×	○	①	-
			重大事故時可溶性中性子吸収材緊急供給槽	×	新設	○	×	×	×	×	×	×	○	非安重	○	×	①	-		
			代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽	×	新設	○	×	×	×	×	×	×	○	非安重	○	×	①	-		
		溶液保持機能	漏えい液受皿	×	既設	×	×	○ (安重)	×	×	×	×	×	×	×	安重	○	○	①	-
			洗浄廃液受槽	×	既設	×	×	○ (安重:バウンダリ)	×	×	×	×	×	×	×	安重	×	○	①	-
			中間ポット	○	既設	○	×	○ (安重:バウンダリ)	○	×	○	×	×	○	安重	○	○	①	-	
			水パフア槽	×	既設	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	非安重	○	○	②	-
			硝酸調整槽・供給槽	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	○	○	②	-
			その他貯槽	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	○	③	-
			セル漏えい検知ポット	×	既設	×	×	○ (安重)	×	×	×	×	×	×	×	安重	×	○	①	-
		漏えい液希釈水供給槽	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	安重	×	○	①	-	
		ハル・エンドピース充てん機能	ハル・エンドピース充てん装置	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	○	②	-	
		ハル・エンドピース充てん済ドラム移送機能	ドラム移送装置等	○	既設	×	×	×	×	○	×	×	×	×	非安重	×	○	②	-	
		空ドラム移送機能	ドラム移送装置	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	③	-	
		液調整機能	主配管 (試薬、除染液、純水等)	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	③	-
		分析機能	自動サンプリング設備	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	③	-
			手動サンプリング設備	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	③	-
		移送機能	エジェクタポンプ (配管)	×	既設	×	×	○ (安重:バウンダリ)	×	×	×	×	×	×	○ (バウンダリ) (AA-VOG,DOG)	安重 / 非安重	×	○ (配管扱い)	①	-
			ゲデオン (配管)	○	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○ (バウンダリ) (AA-DOG)	非安重	×	○ (配管扱い)	③	-
			サイホン (配管)	×	既設	×	×	○ (安重:バウンダリ)	×	×	×	×	×	×	○ (バウンダリ) (AA-VOG,DOG)	安重 / 非安重	×	○ (配管扱い)	①	-
			エアリフトポンプ (配管)	×	既設	×	×	○ (安重:バウンダリ)	×	×	×	×	×	×	安重 / 非安重	×	○ (配管扱い)	①	-	
			ポンプ	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○ (バウンダリ) (AA-DOG)	非安重	×	○	③	-
		経路維持機能	主配管	○	既設	×	×	○ (安重:バウンダリ)	×	×	×	×	×	×	○ (バウンダリ) (AA-VOG,DOG)	安重 / 非安重	×	○	①	-
			小型ポット	○	既設	○	×	○ (安重:バウンダリ)	×	×	×	×	×	×	○ (バウンダリ) (AA-VOG,DOG)	安重 / 非安重	×	○	①	-
安全弁	×		既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	③	-		
逆止弁	×		既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	③	-		
手動弁	×		既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	③	-		
ストレーナ	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×	③	-			

設工認申請対象設備整理表

① 再処理設備本体等の機能（溶解施設の清澄・計量設備）

1 施設	2 系統/設備	3 通常 運転機能	4 機器	5 主流路上に 存在する機器	6 既設 / 新設	7 安全機能（材料及び構造、地震等の強度、安重等の信頼性を除く）							8 安重 / 非安重	9 ADRB 記載機器	10 既認可 仕様表 記載機器	11 発電炉 申請対象 記載機器	12 新設工認 申請書申請区分	13 記載区分の選定理由（根拠） ※考え方の基本と一致してい ない場合のみ等		
						開閉	遮断	閉じ 込め	冷却	落下 防止	火災 爆発	換気							廃棄	重大事故
溶解施設	清澄・計量設備	溶液保持 機能	中継槽等	○	既設	○	×	○（安重：バウンダ リ）	○	×	○	×	×	○（対象機器）	安重	○	○	専用 無し	①	-
			不溶解残渣回収槽	○	既設	×	×	○（安重：バウンダ リ）	○	×	○	×	×	○（対象機器）	安重	○	○		①	-
			漏えい液受皿	×	既設	×	×	○（安重）	×	×	×	×	×	×	安重	○	○		①	-
		不溶解残渣の 分離機能	清澄機	○	既設	○	×	○（安重：バウンダ リ）	×	×	×	×	×	○（バウンダリ） （AA-VOG）	安重	○	○		①	-
			不溶解残渣の ろ過機能	シフター	○	既設	×	×	○（安重：バウンダ リ）	×	×	×	×	○（バウンダリ） （AA-VOG）	安重	×	○		①	-
		不溶解残渣の 粉碎機能	バルブライザー	○	既設	×	×	○（安重：バウンダ リ）	×	×	×	×	×	○（バウンダリ） （AA-VOG）	安重	×	○		①	-
			液調整機能 除染機能 （試薬、除染液、純水等）	主配管	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×		×	③
		分析機能		自動サンプリング設備	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×		×	③
			移送機能	手動サンプリング設備	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×		×	③
		移送機能		スチームジェットポンプ（配管）	○	既設	×	×	○（安重：バウンダ リ）	×	×	×	×	×	○（バウンダリ） （AA-VOG）	安重	×		○	①
			ゲデオン（配管）	○	既設	○	×	○（安重：バウンダ リ）	×	×	×	×	×	○（バウンダリ） （AA-VOG）	安重	×	○		①	-
			サイホン（配管）	○	既設	×	×	○（安重：バウンダ リ）	×	×	×	×	×	○（バウンダリ） （AA-VOG）	安重	×	○		①	-
			ポンプ	○	既設	○	×	○（安重：バウンダ リ）	×	×	×	×	×	○（バウンダリ） （AA-VOG）	安重	×	○		①	-
		経路維持機能	主配管	○	既設	×	×	○（安重：バウンダ リ）	×	×	×	×	×	○	安重	×	○		①	-
			小型ポット	○	既設	○	×	○（安重：バウンダ リ）	×	×	×	×	×	○（バウンダリ） （AA-VOG）	安重 / 非安重	×	○		①	-
			安全弁	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×		③	-
			逆止弁	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×		③	-
			手動弁	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×		③	-
			ストレーナ	×	既設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	非安重	×	×		③	-

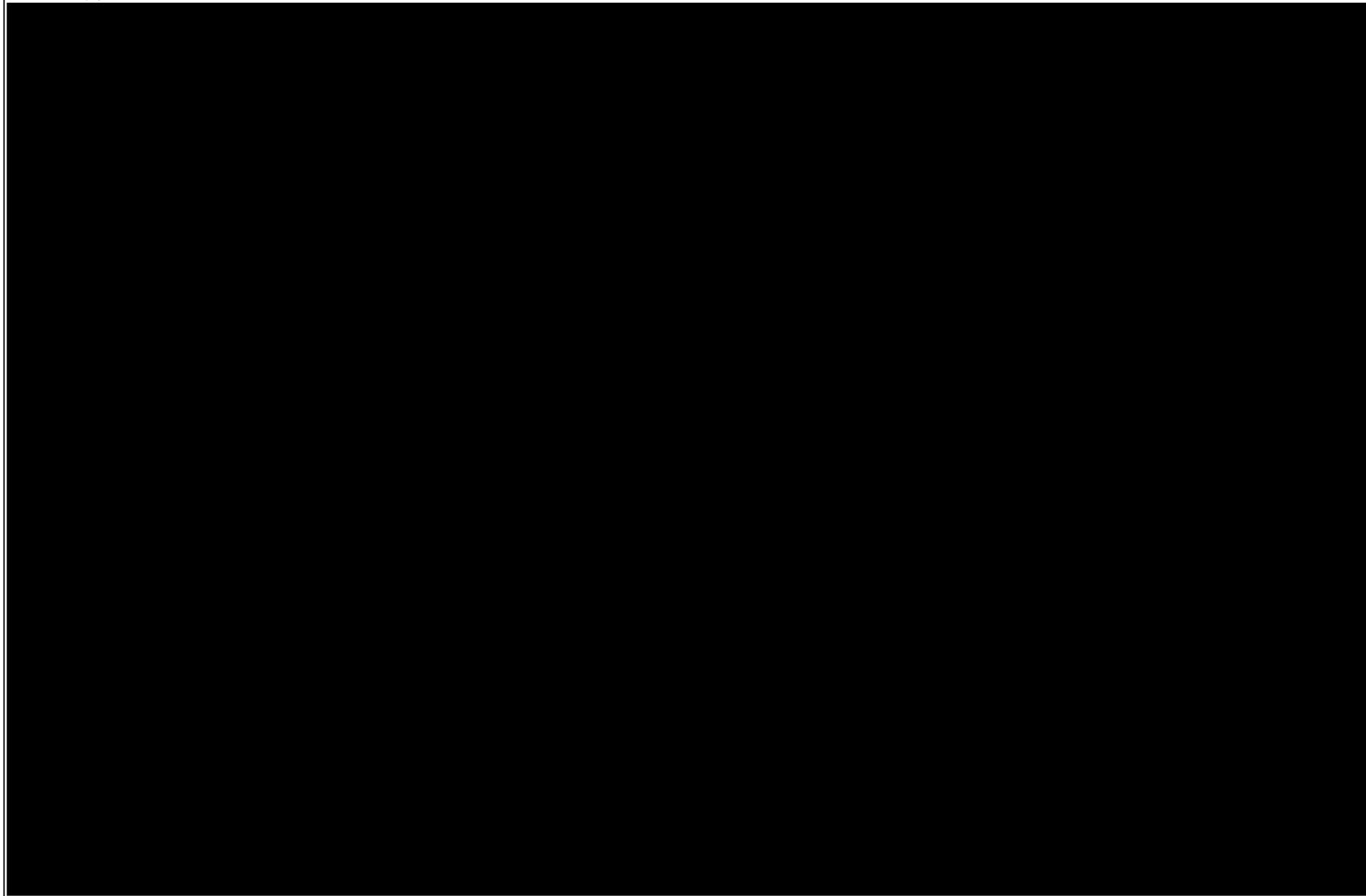
燃料 移送 設備	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
	PS	安全に係るプロセス量等の維持機能 (崩壊熱除去機能) 体系の維持機能 (遮蔽機能)	燃料移送水路
	MS	—	—

設計及び工事の方法の認可申請書

燃料移送設備(燃料移送設備…A)

1. 機能説明

1.1 主要系統



1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
燃料移送水路	A

1.3 計測制御設備

既設工認記載機器	備考
—	—

■ : 商業機密の観点から公開できません。

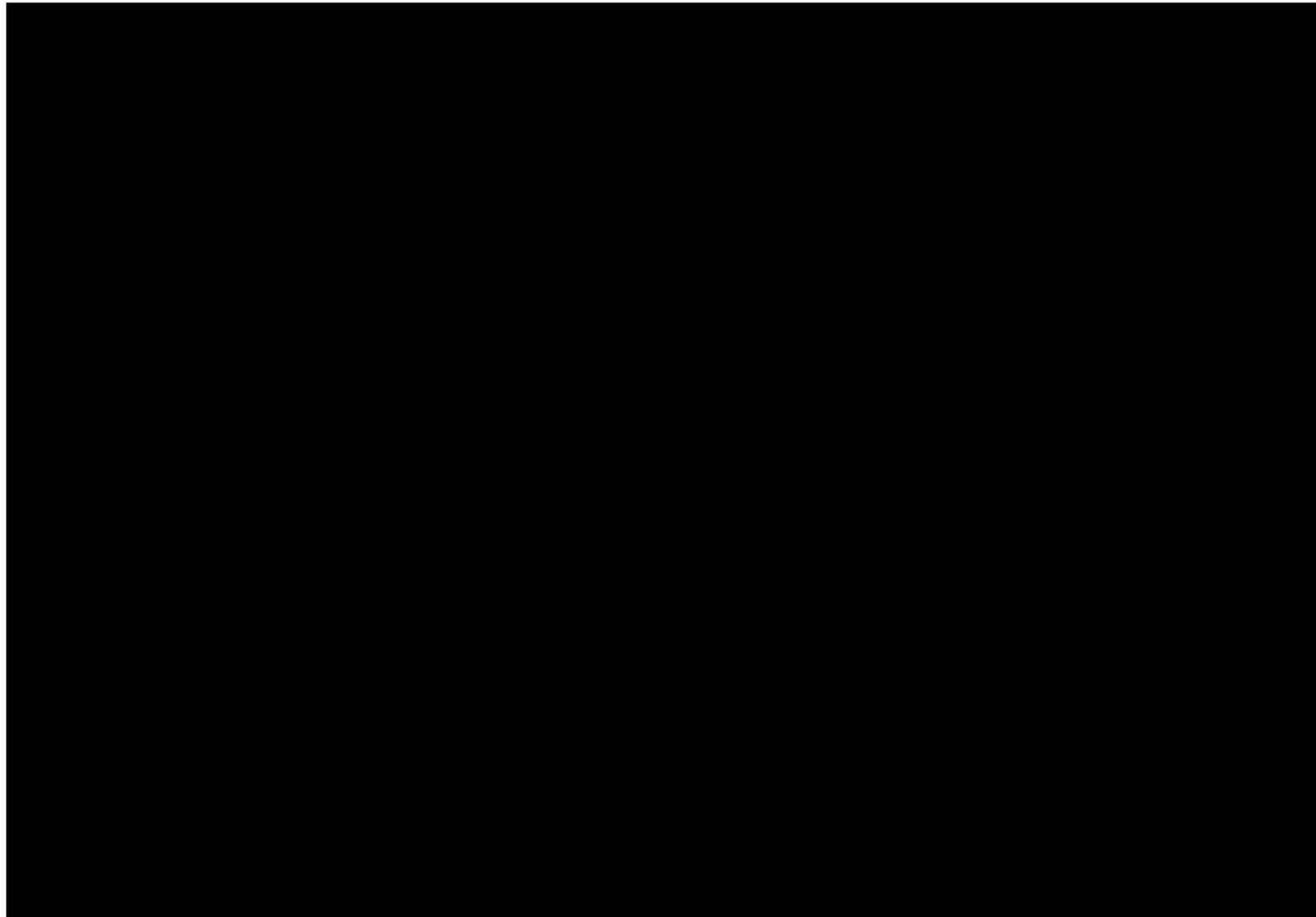
燃料 貯蔵 設備	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
	PS	体系の維持機能 (核的制限値 (寸法) の維持機能)	低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック 低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック 高残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック
		安全に係るプロセス量等の維持機能 (崩壊熱除去機能) 体系の維持機能 (遮蔽機能)	燃料貯蔵プール チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット
MS	—	—	

設計及び工事の方法の認可申請書

燃料貯蔵設備 (燃料貯蔵設備…A)

1. 機能説明

1.1 主要系統



1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック	A
低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック	A
高残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック	A
高残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック	A
燃料貯蔵プール	A
チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット	A

1.3 計測制御設備

既設工認記載機器	備考
—	—

■ : 商業機密の観点から公開できません。

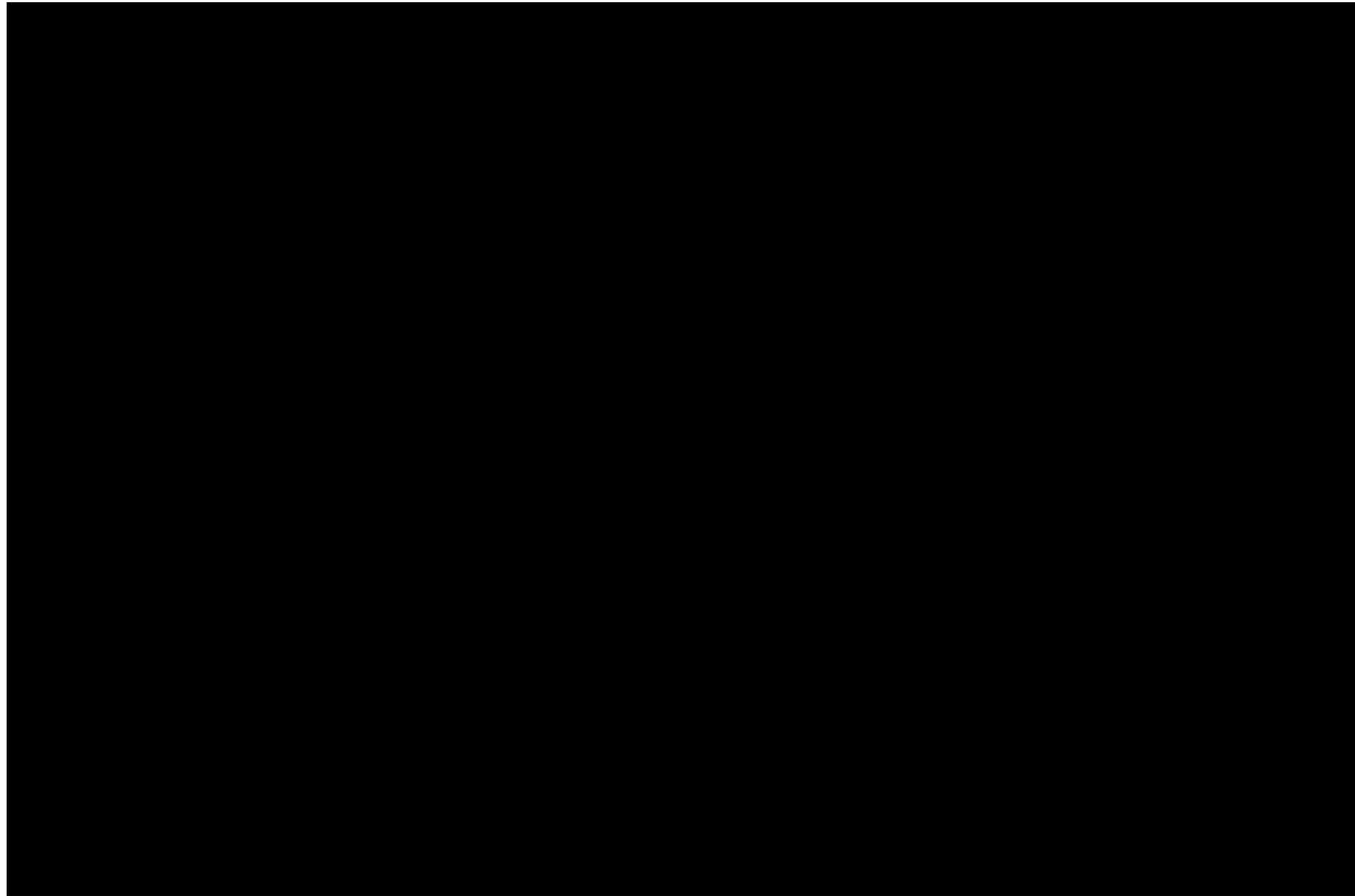
燃料 送 出 し 設 備	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
	PS	体系の維持機能 (核的制限値 (寸法) の維持機能)	BWR 燃料用バスケット PWR 燃料用バスケット
		安全に係るプロセス量等の維持機能 (崩壊熱除去機能) 体系の維持機能 (遮蔽機能)	燃料送出しピット
		安全上必須なその他の機能 (落下・転倒防止機能)	バスケット仮置き架台
MS	—	—	

設計及び工事の方法の認可申請書

燃料送出し設備(燃料送出し設備…A)

1. 機能説明

1.1 主要系統



1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
BWR 燃料用バスケット	A
PWR 燃料用バスケット	A
燃料送出しピット	A
バスケット仮置き架台	A

1.3 計測制御設備

既設工認記載機器	備考
—	—

■ : 商業機密の観点から公開できません。

プ ー ル 水 冷 却 系	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
	PS	安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱等の除去機能)	プール水冷却系
	MS	—	—

設計及び工事の方法の認可申請書

プール水冷却系…A, 計測制御系統…B(警報及びインターロック…B, 警報のみ…B')

1. 機能説明

1.1 主要系統



1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
プール水冷却系熱交換器	A
プール水冷却系ポンプ	A
主要弁(系統分離弁)	A
主配管(左記概要図参照)	A

1.3 計測制御設備

既設工認記載機器	備考
使用済燃料貯蔵設備の安全機能を維持するために必要な計測制御系	
・プール水冷却系ポンプ故障警報	B'
・プール水浄化系入口圧力低警報及び系統分離弁を遮断するインターロック	B
・プール水冷却系浄化系入口流量高警報及び系統分離弁を遮断するインターロック	B
・キャスク冷却水入口流量高警報及び系統分離弁を遮断するインターロック	B

■ : 商業機密の観点から公開できません。

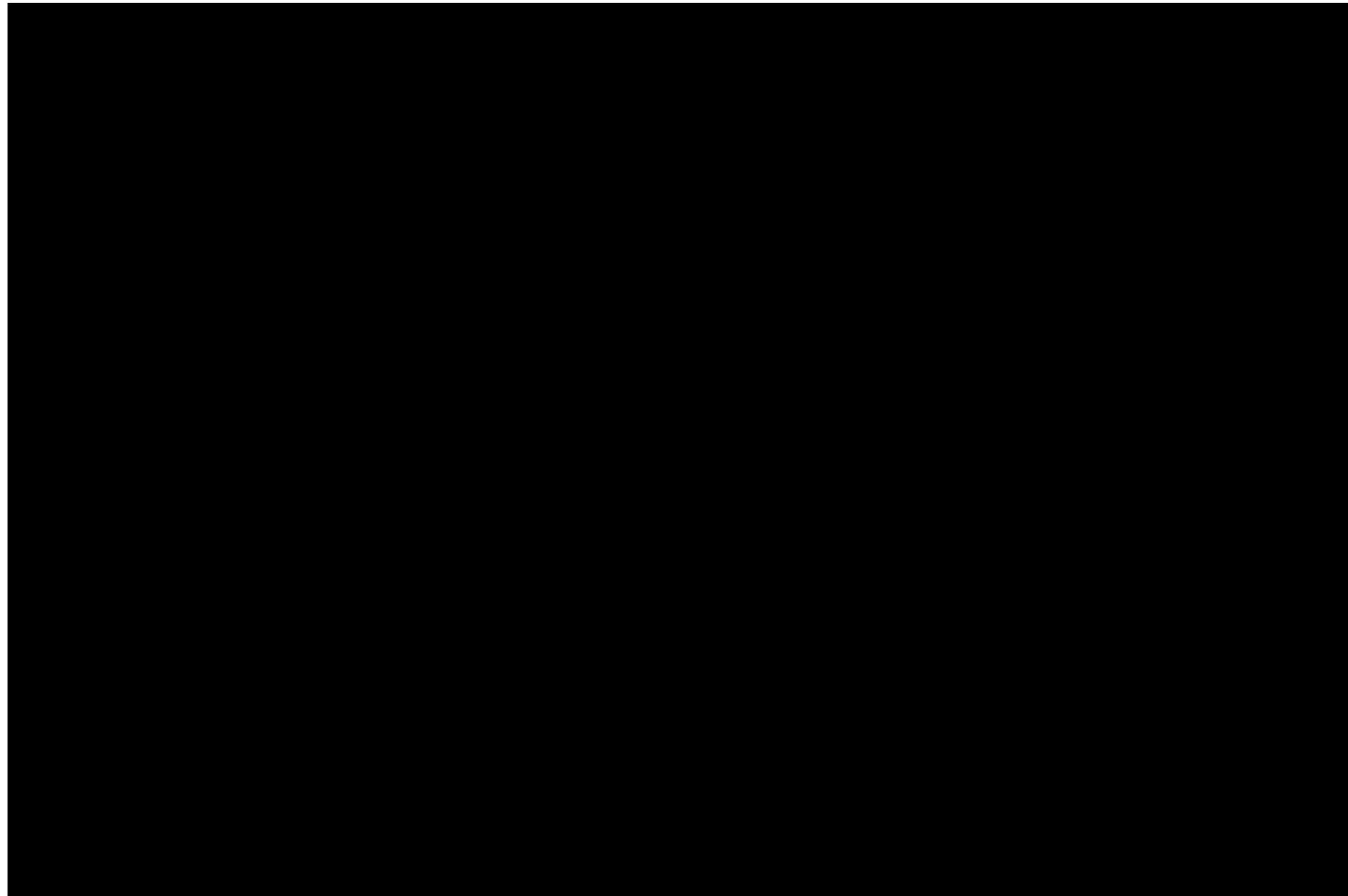
補給 水設 備	安全上の機器別重要度分類	機能	構築物, 系統または機器
	PS	安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱等の除去機能)	補給水設備
MS	影響緩和機能に係る支援機能(燃料貯蔵プール等の水位の維持機能)		

設計及び工事の方法の認可申請書

プール水冷却系…A, 計測制御系統…B(警報及びインターロック…B, 警報のみ…B')

1. 機能説明

1.1 主要系統



1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
補給水槽	A
補給水設備ポンプ	A
主要弁(系統分離弁)	A
主配管(左記概要図参照)	A

1.3 計測制御設備

既設工認記載機器	備考
使用済燃料貯蔵設備の安全機能を維持するために必要な計測制御系	B' B
・補給水設備ポンプ故障警報 ・補給水槽液位低警報及び系統分離弁を遮断するインターロック	

■ : 商業機密の観点から公開できません。

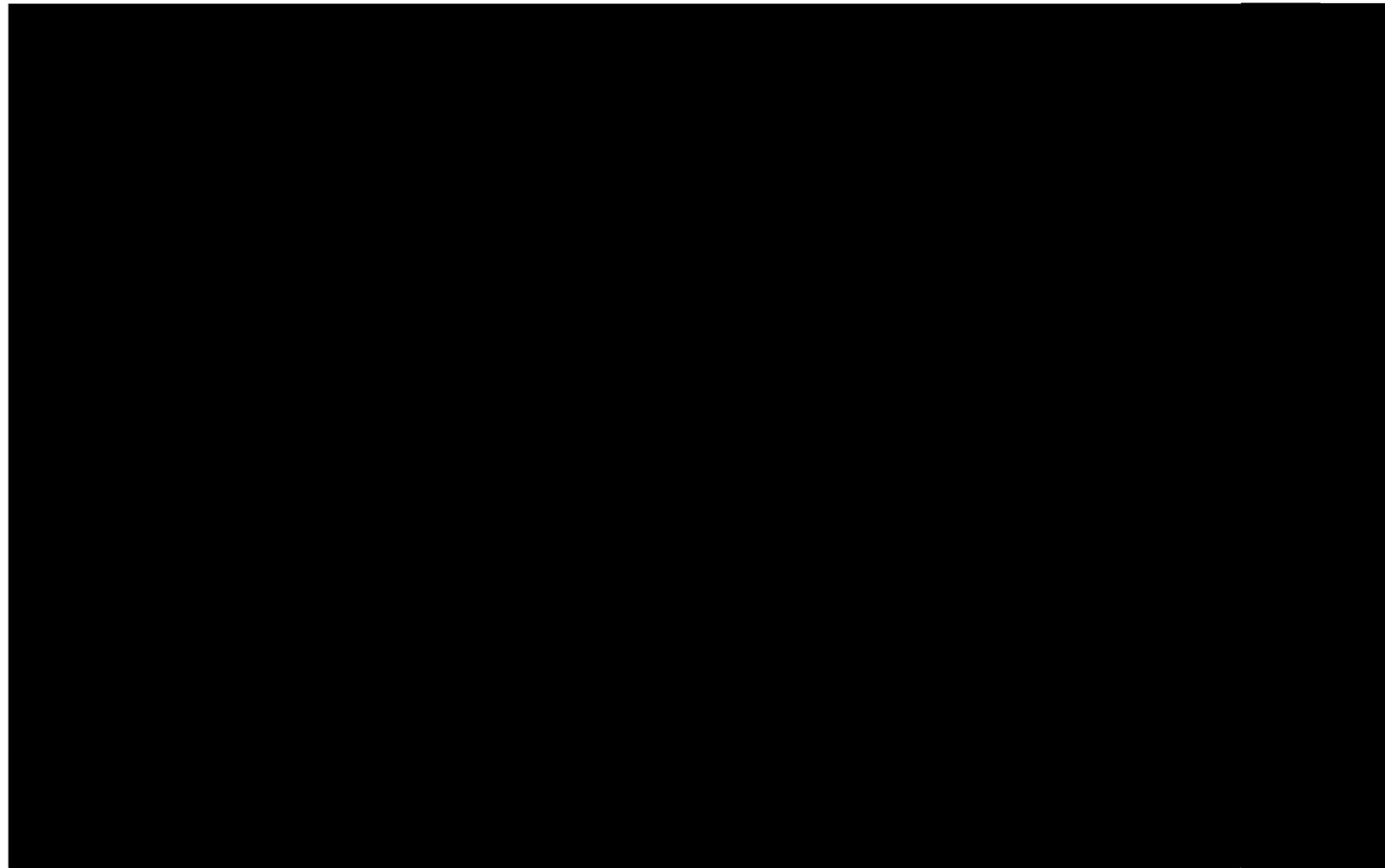
燃料移送設備	安全上の機器別重要度分類	機能	構築物, 系統または機器
	資料2 通常運転に必要な設備の設工認申請対象設備における整理イメージ参照		

設計及び工事の方法の認可申請書

燃料移送設備…A

1. 機能説明

1.1 主要系統(主流路)



■：商業機密の観点から公開できません。

1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
燃料移送水中台車	A

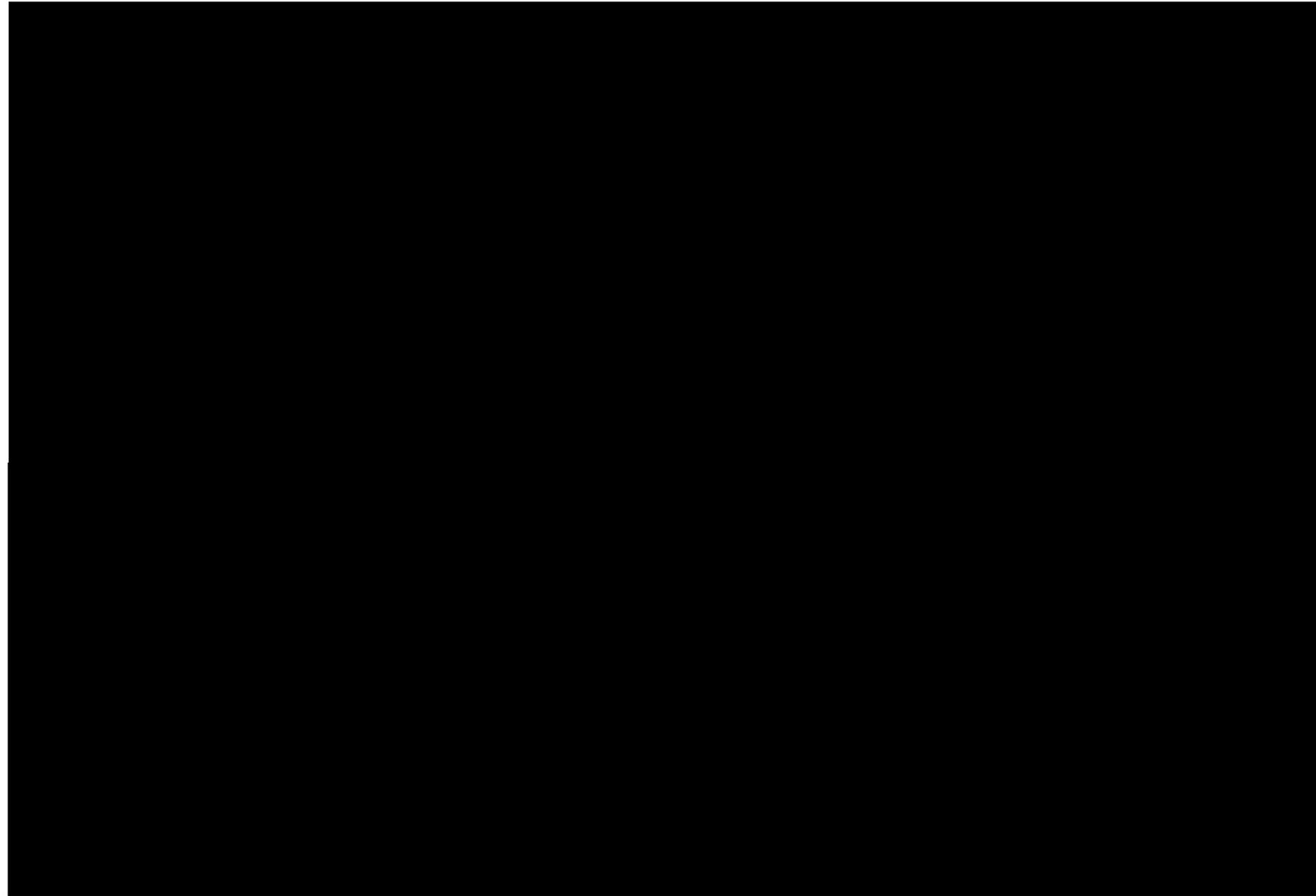
燃料貯蔵 設備	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
	資料2 通常運転に必要な設備の設工認申請対象設備における整理イメージ参照		

設計及び工事の方法の認可申請書

燃料貯蔵設備…A

1. 機能説明

1.1 主要系統(主流路)



1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
燃料取扱装置	A
BWR 燃料収納缶	A
PWR 燃料収納缶	A

■：商業機密の観点から公開できません。

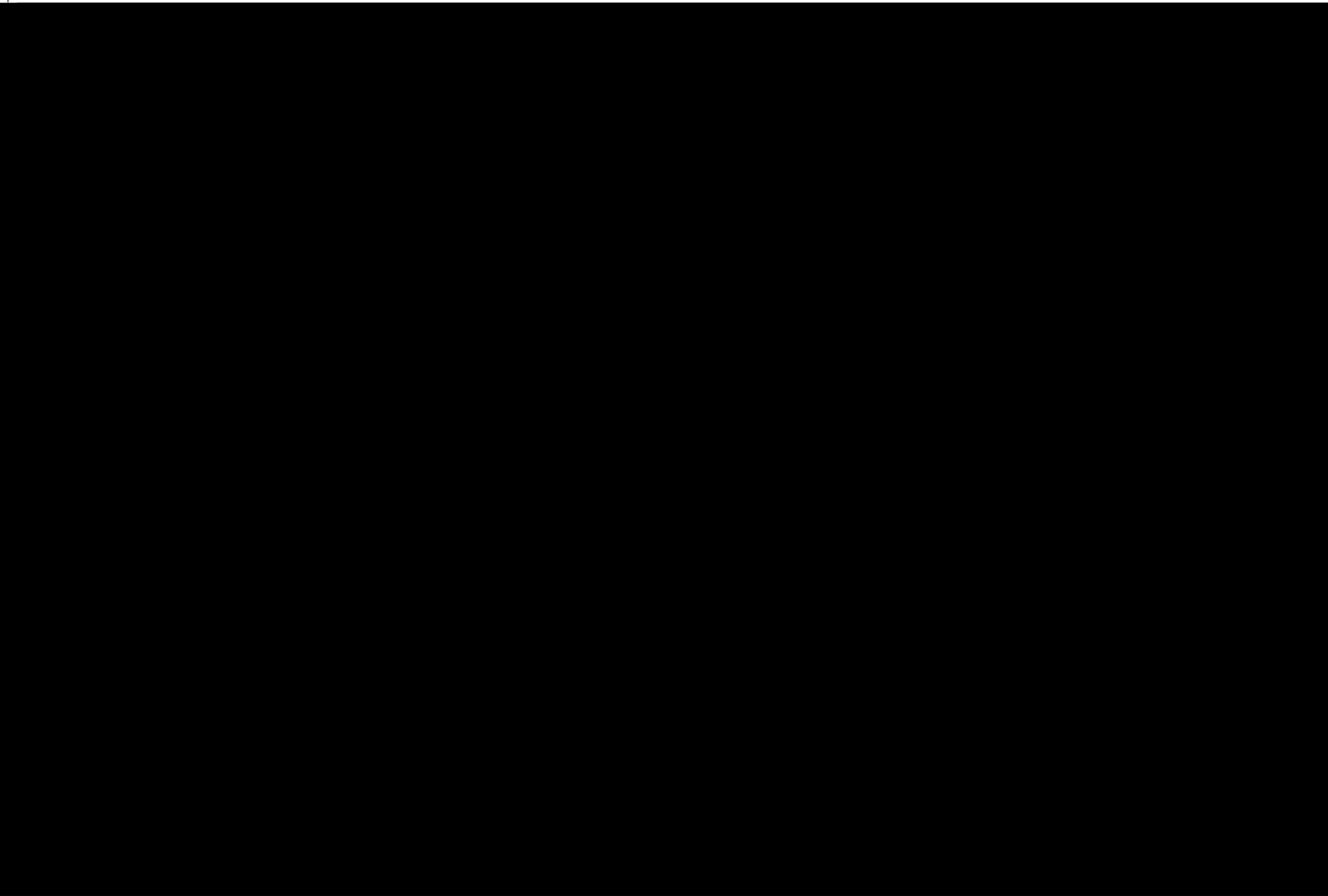
燃料送出し設備	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
	資料2	通常運転に必要な設備の設工認申請対象設備における整理イメージ参照	

設計及び工事の方法の認可申請書

燃料送出し設備…A

1. 機能説明

1.1 主要系統(主流路)



1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
バスケット取扱装置 バスケット搬送機	A

 : 商業機密の観点から公開できません。

プール水 浄化系	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
	資料2 通常運転に必要な設備の設工認申請対象設備における整理イメージ参照		

設計及び工事の方法の認可申請書

プール水浄化系…A

1. 機能説明

1.1 主要系統(主流路)



1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
プール水浄化系ろ過装置	A
プール水浄化系脱塩装置	A
プール水浄化系ポンプ(燃料取出しピット水ポンプ)	A
プール水浄化系ポンプ	A
主配管	A

 : 商業機密の観点から公開できません。

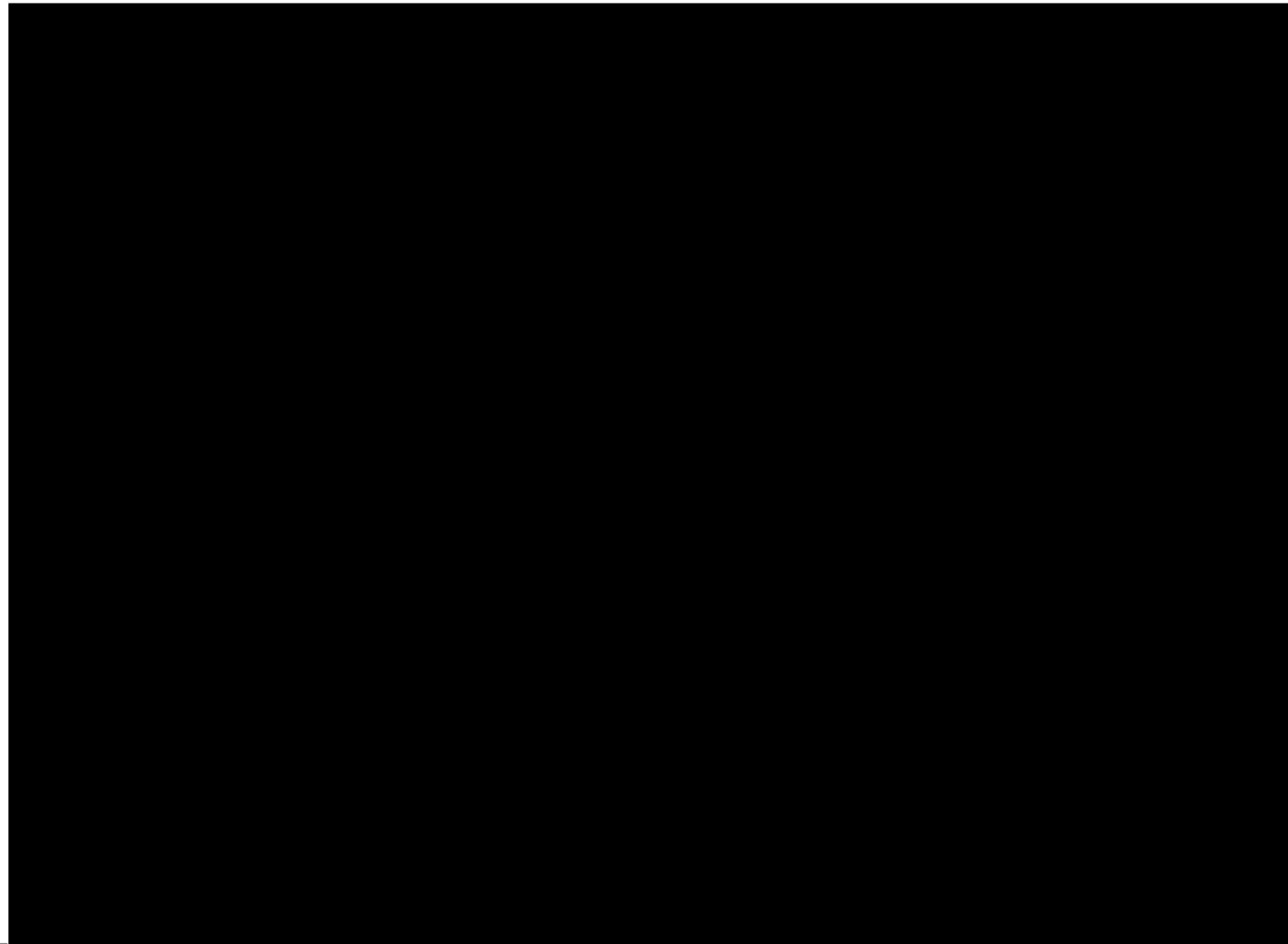
燃料供給 設備	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
	資料2 通常運転に必要な設備の設工認申請対象設備における整理イメージ参照		

設計及び工事の方法の認可申請書

燃料供給設備…A

1. 機能説明

1.1 主要系統(主流路)



凡例
■:主流路

1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
バスケット搬送機	A
燃料横転クレーン	A

■ : 商業機密の観点から公開できません。

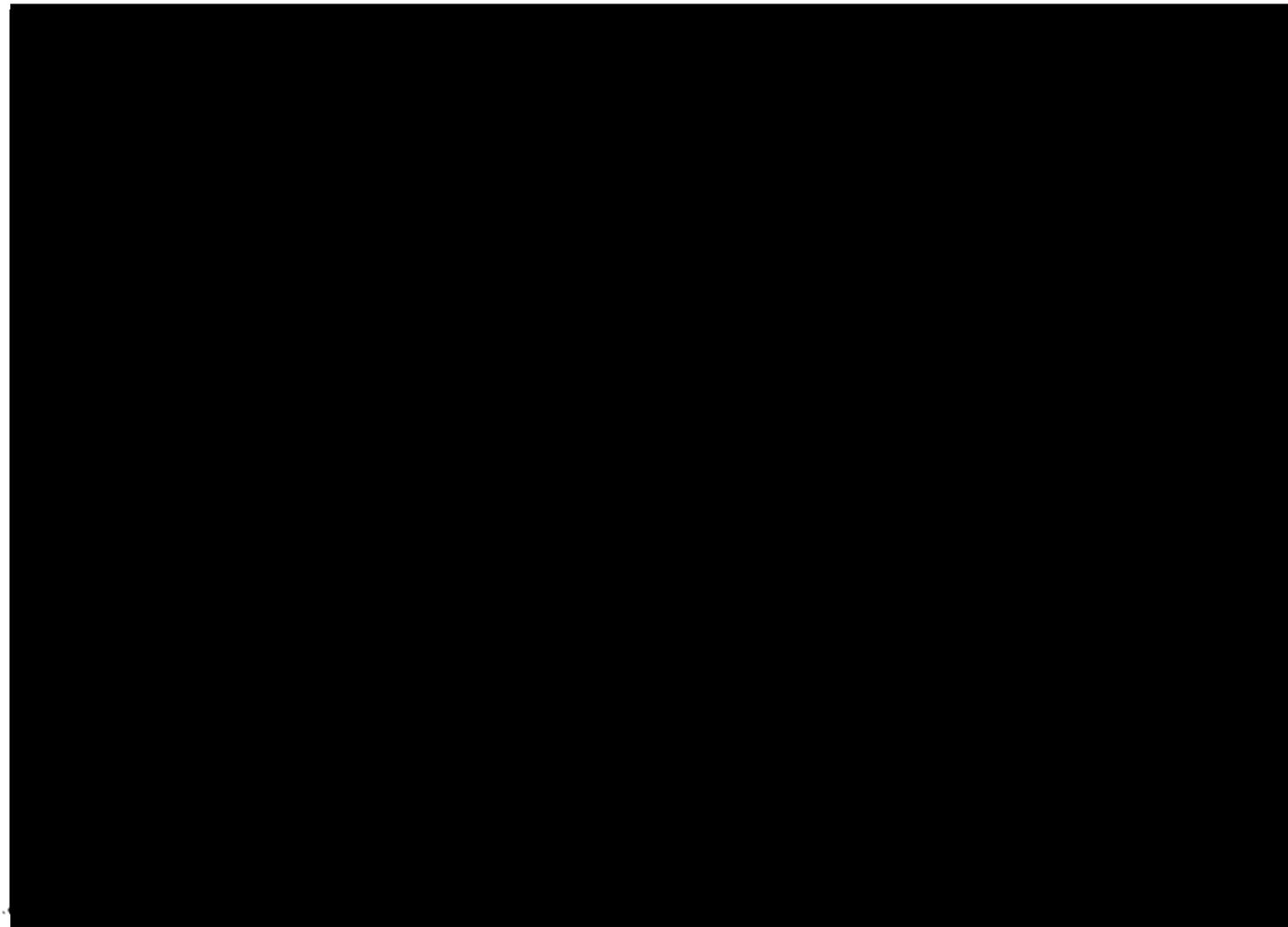
せん 断処 理設 備	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
	PS	安全に係るプロセス量等の維持機能(火災, 爆発, 臨界等に係るプロセス量等の維持機能)	せん断処理施設及び溶解施設に係る計測制御設備
	MS	安全に係るプロセス量等の維持機能(熱的, 化学的, 核的制限値等の維持機能)	せん断処理施設及び溶解施設に係る計測制御設備

設計及び工事の方法の認可申請書

計測制御系統(インターロック…A)

1. 機能説明

1.1 主要系統(安重)



凡例
■ :PS
■ :MS
■ :PS/MS

1.2 計測制御設備

既設工認記載機器	備考
燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路	A
エンドピースせん断位置異常によるせん断停止回路	A
せん断刃位置異常によるせん断停止回	A

 : 商業機密の観点から公開できません。

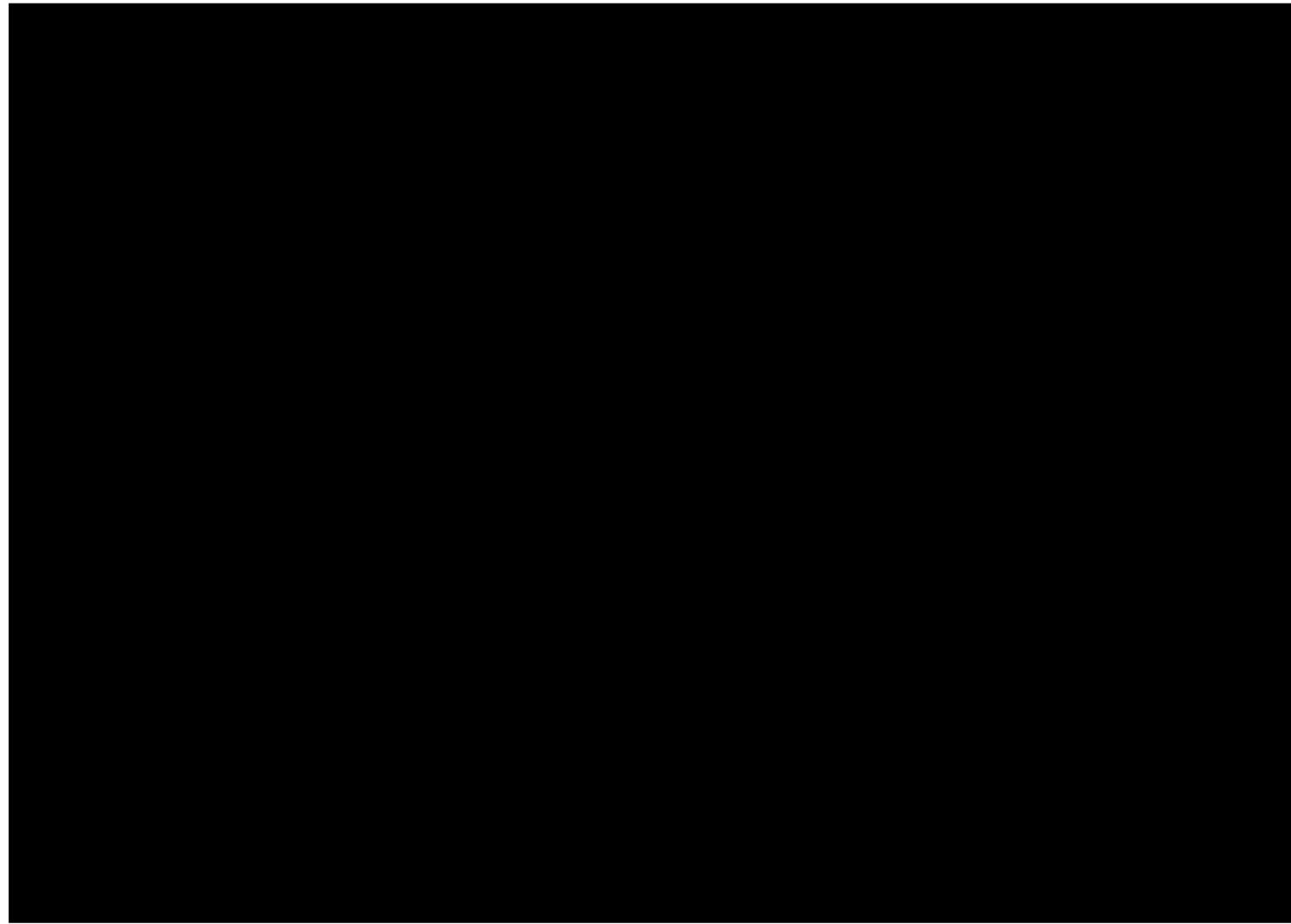
せん断処理設備	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
	資料2 通常運転に必要な設備の設工認申請対象設備における整理イメージ参照		

設計及び工事の方法の認可申請書

せん断処理設備…A

1. 機能説明

1.1 主要系統(主流路)



凡例
■:主流路

1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
せん断機	A

■ : 商業機密の観点から公開できません。

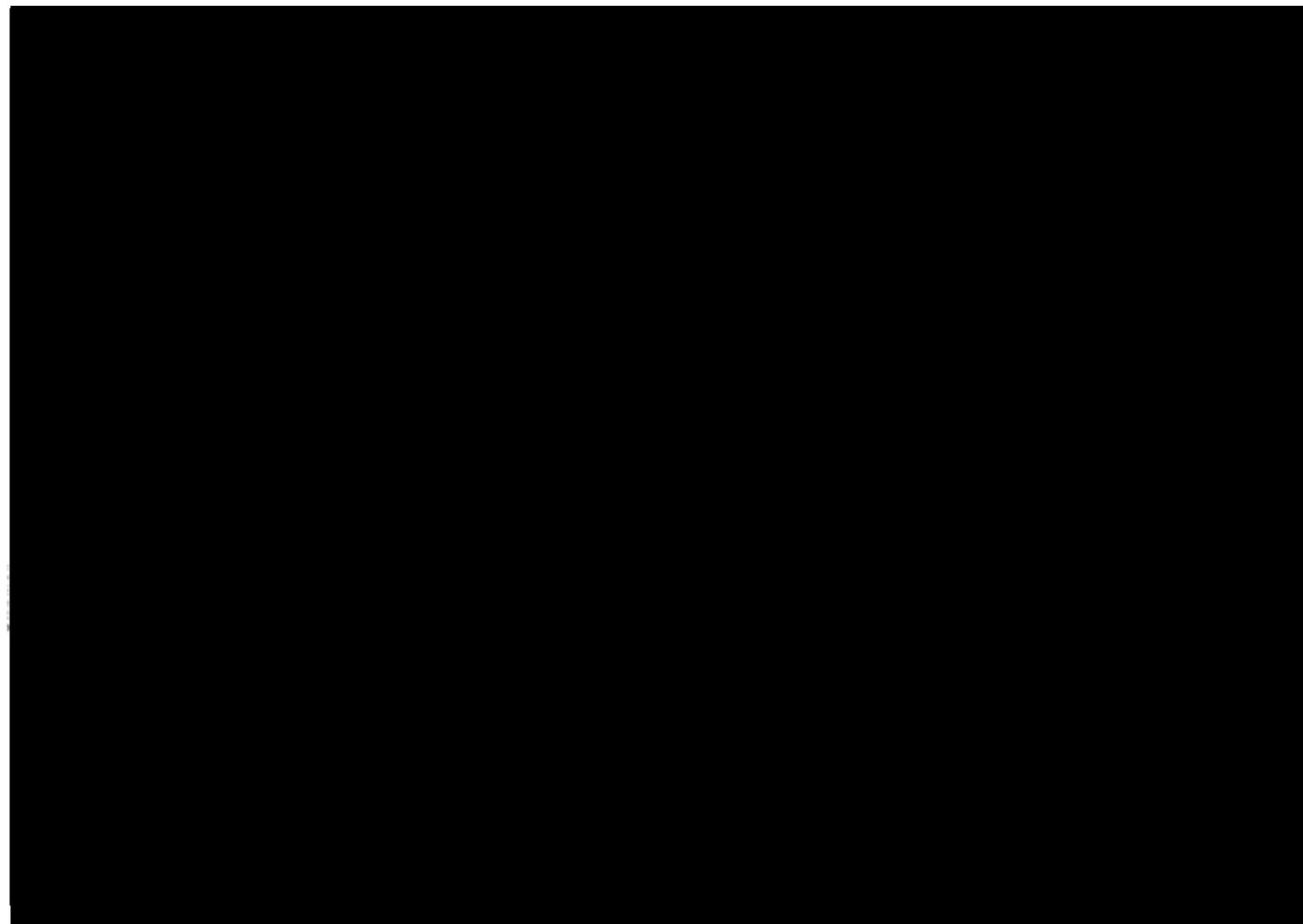
溶解設備	安全上の機器別重要度分類	機能	構築物, 系統または機器
	PS	放射性物質の閉じ込め機能 安全に係わるプロセス量等の維持機能(崩壊熱等の除去機能) 安全に係わるプロセス量等の維持機能(掃気機能) 核的制限値(寸法)の維持機能 安全に係るプロセス量等の維持機能	プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器(放射性物質の閉じ込め機能) 安全冷却水系 安全圧縮空気系(水素掃気用空気系) 各施設の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統
MS	放射性物質の過度の放出防止機能 安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能 安全に係るプロセス量等の維持機能 放射性物質の過度の放出防止機能(ソースターム制限機能)	プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器(放射性物質の閉じ込め機能) 可溶性中性子吸収材緊急供給回路 安全上重要な施設のセルの漏えい液受皿 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器、各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統 可溶性中性子吸収材緊急供給系	

設計及び工事の方法の認可申請書

溶解設備(溶解設備…A, 可溶性中性子吸収材緊急供給系…A’, 漏えい液受皿…A”), 安全冷却水系…B, 安全圧縮空気系…C, せん断処理・溶解廃ガス処理設備…D、前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備…E、計測制御系統(インターロック…F, 警報のみ…F’)

1. 機能説明

1.1 主要系統(安重)



1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
溶解槽	A
第1よう素追出し槽	A
第2よう素追出し槽	A
中間ボット	A,B,C
可溶性中性子吸収材緊急供給槽	A’
主要弁(可溶性中性子吸収材緊急供給弁)	A’
主配管(左記概要図参照)	A,B,C,D,E
漏えい液受皿	A”

1.3 計測制御設備

既設工認記載機器	備考
溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路	F
第1よう素追出し槽の密度高警報	F’
第2よう素追出し槽の密度高警報	F’
エンドピース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路	F
溶解槽溶解液温度低によるせん断停止回路	F
硝酸供給槽硝酸密度低によるせん断停止回路	F
溶解槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路	F
可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位低によるせん断停止回路	F
エンドピース酸洗浄槽洗浄液温度低によるせん断停止回路	F
エンドピース酸洗浄槽供給硝酸密度低によるせん断停止回路	F
エンドピース酸洗浄槽供給硝酸流量低によるせん断停止回路	F
溶解槽セルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報	F’
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の系統の圧力警報	F’
可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路[*せん断停止系含む]	F

凡例
■ :PS
■ :MS
■ :PS/MS

：商業機密の観点から公開できません。

溶解設備 (1/3)	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
	資料2 通常運転に必要な設備の設工認申請対象設備における整理イメージ参照		

設計及び工事の方法の認可申請書

溶解設備…A

1. 機能説明

1.1 主要系統(主流路)



凡例
■:主流路

1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
溶解槽	A
第1よう素追出し槽	A
第2よう素追出し槽	A
中間ポット	A
エンドピース酸洗浄槽	A
エンドピース水洗浄槽	A
ハル洗浄槽	A
硝酸調整槽	A
硝酸供給槽	A
ハル・エンドピース充填装置	A
主配管(左記概要図参照)	A

■ : 商業機密の観点から公開できません。

溶解設備	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
(2/3)	資料2 通常運転に必要な設備の設工認申請対象設備における整理イメージ参照		
設計及び工事の方法の認可申請書			
溶解設備…A			
<p>1. 機能説明</p> <p>1.1 主要系統(主流路)</p> <div data-bbox="388 600 1822 1640" style="background-color: black; width: 483px; height: 495px; margin: 10px 0;"></div> <div data-bbox="1852 541 2036 663" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>凡例</p> <p> : 主流路</p> </div>			

: 商業機密の観点から公開できません。

溶解設備	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
(3/3)	資料2 通常運転に必要な設備の設工認申請対象設備における整理イメージ参照		
設計及び工事の方法の認可申請書			
溶解設備…A			
<p>1. 機能説明</p> <p>1.1 主要系統(主流路)</p> <div data-bbox="350 604 1834 1680" style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1852 541 2036 663" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>凡例</p> <p> : 主流路</p> </div>			

: 商業機密の観点から公開できません。

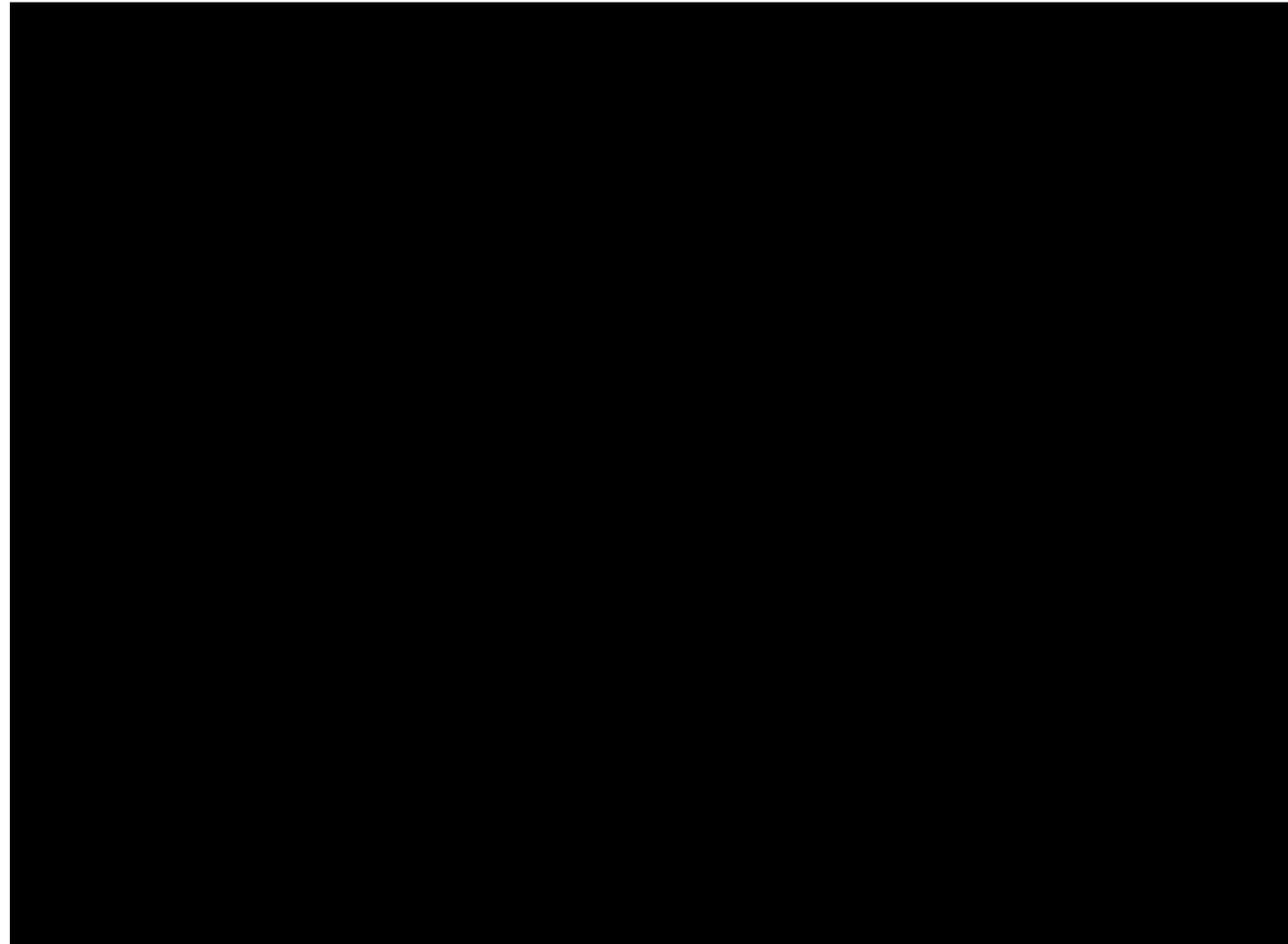
清澄・計量設備	安全上の機器別重要度分類	機能	構築物, 系統または機器
	PS	放射性物質の閉じ込め機能 安全に係るプロセス量等の維持機能(崩壊熱等の除去機能) 安全に係るプロセス量等の維持機能(掃気機能) 安全に係るプロセス量等の維持機能	プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器(放射性物質の閉じ込め機能) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器 安全冷却水系 安全圧縮空気系(水素掃気用空気系) 各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統
MS	放射性物質の過度の放出防止機能 安全上重要な施設の安全機能確保のための支援機能 安全に係るプロセス量等の維持機能	プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器(放射性物質の閉じ込め機能) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器 安全上重要な施設のセルの漏えい液受皿 熱的, 化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器、各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統	

設計及び工事の方法の認可申請書

清澄・計量設備(清澄・計量設備…A, 漏えい液受皿…A'), 安全冷却水系…B, 安全圧縮空気系…C, 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備…D、計測制御系統(インターロック…E, 警報のみ…E')

1. 機能説明

1.1 主要系統(安重)



凡例
■ :PS
■ :MS
■ :PS/MS

1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
中継槽	A,B,C
清澄機	A
リサイクル槽	A,B,C
計量前中間貯槽	A,B,C
計量・調整槽	A,B,C
計量補助槽	A,B,C
計量後中間貯槽	A,B,C
不溶解残渣回収槽	A,B,C
主配管	A,B,C,D
漏えい液受皿	A'

1.3 計測制御設備

既設工認記載機器	備考
中継槽セル, 清澄機セル, 計量・調整槽セル, 計量後中間貯槽セル, 放射性配管分岐第1セル及び放射性配管分岐第4セルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報	E'

 : 商業機密の観点から公開できません。

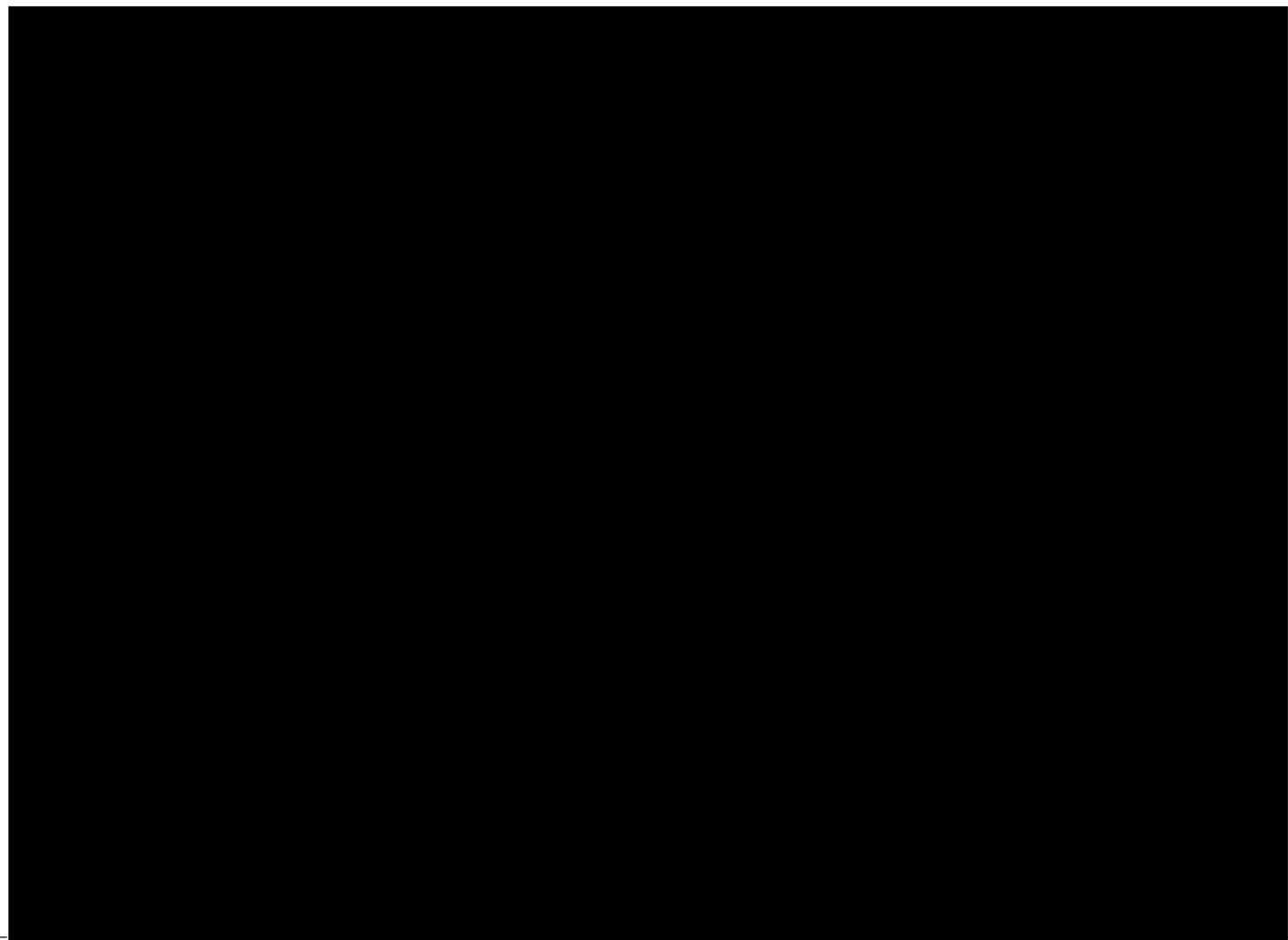
清澄・計 量設備	安全上の機器別重要度分類	機 能	構築物, 系統または機器
	資料2 通常運転に必要な設備の設工認申請対象設備における整理イメージ参照		

設計及び工事の方法の認可申請書

清澄・計量設備…A

1. 機能説明

1.1 主要系統(主流路)



凡例
■:主流路

1.2 既設工認記載機器

既設工認記載機器	備考
中継槽	A
中継槽ゲデオン A プライミングポット	A
清澄機	A
リサイクル槽	A
不溶解残渣回収槽	A
パルパライザー	A
シフター	A
計量前中間貯槽	A
計量・調整槽	A
計量補助槽	A
計量後中間貯槽	A
主配管(左記概要図参照)	A

■ : 商業機密の観点から公開できません。

施設区分	設備区分	機種	機器名称	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料移送設備	容器	燃料移送水路	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		確認	安重	—	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料移送設備	搬送設備	燃料移送水中台車	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	2		改造	非安重	—	Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	容器	燃料貯蔵プール（BWR燃料用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		確認	安重	—	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	容器	燃料貯蔵プール（PWR燃料用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		確認	安重	—	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	容器	燃料貯蔵プール（BWR燃料及びPWR燃料用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		確認	安重	—	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	容器	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（チャンネルボックス用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		確認	安重	—	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	容器	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（バーナブルポイズン用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		確認	安重	—	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	容器	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット（チャンネルボックス及びバーナブルポイズン用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		確認	安重	—	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	搬送設備	燃料取扱装置（BWR燃料用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		改造	非安重	—	1.2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	搬送設備	燃料取扱装置（PWR燃料用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		改造	非安重	—	1.2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	搬送設備	燃料取扱装置（BWR燃料及びPWR燃料用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		改造	非安重	—	1.2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	建物・構築物	低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	60		確認	安重	常設	1.2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	建物・構築物	低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	63		確認	安重	常設	1.2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	建物・構築物	高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	2		確認	安重	常設	1.2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	建物・構築物	高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	3		確認	安重	常設	1.2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	容器	BWR燃料収納缶	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	60		既設（可搬）	非安重	—	—
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵設備	容器	PWR燃料収納缶	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	60		既設（可搬）	非安重	—	—
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料送だし設備	容器	燃料送だしピット	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		確認	安重	—	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料送だし設備	容器	BWR燃料用バスケット	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	15		既設（可搬）	安重	常設	—
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料送だし設備	容器	PWR燃料用バスケット	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	15		既設（可搬）	安重	常設	—
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料送だし設備	搬送設備	バスケット取扱装置	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		改造	非安重	—	1.2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料送だし設備	搬送設備	バスケット搬送機	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	2		改造	非安重	—	Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料送だし設備	建物・構築物	バスケット仮置き架台（空用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		確認	安重	—	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	燃料送だし設備	建物・構築物	バスケット仮置き架台（実入り用）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	4		確認	安重	常設	1.2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	熱交換器	プール水冷却系熱交換器	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	3		確認	安重	—	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	ポンプ	プール水冷却系ポンプ	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	3		確認	安重	—	S

施設区分	設備区分	機種	機器名称	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	燃料貯蔵プール～プール水冷却系ポンプ	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	燃料送出しピット～プール水冷却系ポンプ入口配管	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	プール水冷却系ポンプ～プール水冷却系熱交換器	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	プール水冷却系ポンプ出口配管～プール水浄化系	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	プール水浄化系～プール水冷却系ポンプ出口配管	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	プール水冷却系熱交換器～燃料貯蔵プール	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		改造	安重	常設（サイフォンブレイカ設置）	1. 2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	プール水冷却系熱交換器出口配管～燃料送出しピット	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		改造	安重	常設（サイフォンブレイカ設置）	1. 2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	燃料送出しピット入口配管及びプール水冷却系熱交換器出口配管～チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		改造	安重	常設（サイフォンブレイカ設置）	1. 2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	プール水冷却系熱交換器出口配管～燃料取出しピット	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		改造	安重	常設（サイフォンブレイカ設置）	1. 2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	燃料取出しピット入口配管～燃料仮置きピット	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		改造	安重	常設（サイフォンブレイカ設置）	1. 2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット～プール水浄化系	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	燃料仮置きピット～チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット出口配管	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	燃料取出しピット～燃料仮置きピット出口配管	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水冷却系	主配管	サイフォンブレイカ	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		新設	安重	常設	1. 2Ss
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	ポンプ	プール水浄化系ポンプ（燃料取出しピット水ポンプ）	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	2		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	ポンプ	プール水浄化系ポンプ	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	2		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	容器	プール水浄化系ろ過装置	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	2		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	容器	プール水浄化系脱塩装置	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	2		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋使用済燃料貯蔵設備プール水冷却系～プール水浄化系ポンプ（燃料取出しピット水ポンプ）A, B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	プール水浄化系ポンプ（燃料取出しピット水ポンプ）A～プール水浄化系ろ過装置Aまで	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	プール水浄化系ポンプ（燃料取出しピット水ポンプ）B～プール水浄化系ろ過装置B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	プール水浄化系ろ過装置A～プール水浄化系ポンプA	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	プール水浄化系ろ過装置A出口配管～プール水浄化系ポンプB入口配管	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	プール水浄化系ろ過装置B～プール水浄化系ろ過装置A出口配管	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋使用済燃料貯蔵設備プール水冷却系～プール水浄化系ポンプB	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	プール水浄化系ポンプB入口配管～プール水浄化系ろ過装置A出口配管	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B

施設区分	設備区分	機種	機器名称	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	プール水浄化系ろ過装置A, B～使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル固体廃棄物貯蔵設備腐樹脂貯蔵系	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	プール水浄化系ポンプA～プール水浄化系脱塩装置A	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	プール水浄化系ポンプB～プール水浄化系脱塩装置B	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	プール水浄化系脱塩装置A, B～使用済燃料受入れ・貯蔵建屋使用済燃料貯蔵設備プール水冷却系	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	プール水浄化系	主配管	プール水浄化系脱塩装置A, B～使用済燃料受入れ・貯蔵建屋低レベル固体廃棄物貯蔵設備腐樹脂貯蔵系	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	非安重	-	B
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	補給水設備	容器	補給水槽	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	補給水設備	ポンプ	補給水設備ポンプ	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	2		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	補給水設備	主配管	補給水槽～補給水設備ポンプ	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	補給水設備	主配管	補給水設備ポンプ～燃料貯蔵プール	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	補給水設備	主配管	補給水設備ポンプ出口配管～燃料送出しピット	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	補給水設備	主配管	補給水設備ポンプ出口配管～チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	補給水設備	主配管	補給水設備ポンプ出口配管～燃料取出しピット	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	補給水設備	主配管	燃料取出しピット入口配管～燃料仮置きピット	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		確認	安重	-	S
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	補給水設備	ポンプ	可搬型中型移送ポンプ	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		新設	-	可搬	-
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	補給水設備	主配管	可搬型建屋外ホース	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		新設	-	可搬	-
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	補給水設備	主配管	可搬型建屋内ホース	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		新設	-	可搬	-
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	補給水設備	主配管	可搬型スプレイヘッド	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	1式		新設	-	可搬	-
せん断処理施設	燃料供給設備	搬送設備	横転クレーン	前処理建屋	2		確認	非安重	-	B
せん断処理施設	燃料供給設備	機械装置類	燃料供給ロジャッタ	前処理建屋	2		既設	非安重	-	-
せん断処理施設	燃料供給設備	計装設備	燃料番号読取用カメラ	前処理建屋	4		既設	非安重	-	-
再処理設備本体せん断処理施設	せん断処理設備	機械装置類	せん断機	前処理建屋	2		既設	非安重	-	B
再処理設備本体せん断処理施設	せん断処理設備	容器	漏えい液受皿	前処理建屋	2		既設	非安重	-	B
再処理設備本体溶解施設	溶解設備	容器	溶解槽	前処理建屋	2		確認	安重	常設	1.2Ss
再処理設備本体溶解施設	溶解設備	容器	よう素追出し槽	前処理建屋	4		確認	安重	-	1.2Ss
再処理設備本体溶解施設	溶解設備	容器	エンドピース酸洗浄槽	前処理建屋	2		確認	非安重	常設	Ss
再処理設備本体溶解施設	溶解設備	容器	エンドピース水洗浄槽	前処理建屋	2		確認	非安重	-	B

施設区分	設備区分	機種	機器名称	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	容器	ハル洗浄槽	前処理建屋	2		確認	非安重	常設	1.2Ss
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	容器	可溶性中性子吸収材緊急供給槽	前処理建屋	2		確認	安重	-	S
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	主要弁	可溶性中性子吸収材緊急供給弁	前処理建屋	4		確認	安重	-	S
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	容器	重大事故時可溶性中性子吸収材緊急供給槽	前処理建屋	4		新設	-	常設	B
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	容器	代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽	前処理建屋	2		新設	-	常設	Ss
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	容器	漏えい液受皿	前処理建屋	16		既設	安重	-	S
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	容器	洗浄廃液受槽	前処理建屋	2		確認	安重	-	1.2Ss
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	容器	中間ポット	前処理建屋	2		確認	安重	常設	1.2Ss
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	容器	水バフファ槽	前処理建屋	1		確認	非安重	-	1.2Ss
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	容器	硝酸調整槽・供給槽	前処理建屋	2		確認	非安重	-	1.2Ss
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	容器	セル漏えい検知ポット	前処理建屋	6		確認	安重	-	1.2Ss
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	容器	漏えい液希釈水供給槽	前処理建屋	1		既設	安重	-	S
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	主配管	エジェクタポンプ（配管）	前処理建屋	一式		確認	安重	-	1.2Ss
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	主配管	サイホン（配管）	前処理建屋	一式		確認	安重	常設	1.2Ss
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	主配管	エアリフトポンプ（配管）	前処理建屋	一式		確認	安重	-	1.2Ss
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	主配管	主配管	前処理建屋	一式		確認	安重	常設	1.2Ss
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	容器	小型ポット	前処理建屋	16		確認	安重	-	1.2Ss
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	機械装置類	ハル・エンドピース充てん装置	前処理建屋	2		既設	非安重	-	B
再処理設備本体 溶解施設	溶解設備	搬送設備	ドラム移送装置等	前処理建屋	20		確認	非安重	-	B/C
溶解施設	清澄・計量設備	容器	中継槽等	前処理建屋	9		確認	安重	常設	1.2Ss
溶解施設	清澄・計量設備	容器	不溶解残渣回収槽	前処理建屋	2		確認	安重	常設	1.2Ss
溶解施設	清澄・計量設備	容器	漏えい液受皿	前処理建屋	7		既設	安重	-	S
溶解施設	清澄・計量設備	機械装置類	清澄機	前処理建屋	2		確認	安重	常設	1.2Ss
溶解施設	清澄・計量設備	容器	シフター	前処理建屋	2		確認	安重	-	1.2Ss
溶解施設	清澄・計量設備	容器	バルブライザー	前処理建屋	2		確認	安重	-	1.2Ss
溶解施設	清澄・計量設備	主配管	スチームジェットポンプ（配管）	前処理建屋	一式		確認	安重	常設	1.2Ss

施設区分	設備区分	機種	機器名称	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計
溶解施設	清澄・計量設備	主配管	ゲデオン（配管）	前処理建屋	一式		確認	安重	-	1.2Ss
溶解施設	清澄・計量設備	主配管	サイホン（配管）	前処理建屋	一式		確認	安重	-	1.2Ss
溶解施設	清澄・計量設備	ポンプ	ポンプ	前処理建屋	10		確認	安重	-	1.2Ss
溶解施設	清澄・計量設備	主配管	主配管	前処理建屋	一式		確認	安重	常設	1.2Ss
溶解施設	清澄・計量設備	容器	小型ポット	前処理建屋	17		確認	安重	-	1.2Ss